

第8日目（9月8日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。傍聴者の皆さん、ご苦労さまです。ありがとうございます。

○議 長 散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。  
なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 ここで総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。総務部長。

○総務部長 おはようございます。一般質問前の貴重なお時間をいただきましてまことに恐縮でございますが、9月1日本定例会の初日の第18号報告における田村議員の質疑、資材不足による設計変更の事例ということにつきまして、関係部署のほうに確認いたしましたので、ご報告いたします。

土木工事等におけますこの資材不足といったような案件は、主に大規模な災害が発生いたしまして復旧のための工事がその必要性から、既に予定されておりました通常の工事に加えて、優先的それから集中的に発注、施工される際に、発生しているような状況でございます。

私の記憶にあると先般申し上げましたが、それにつきましては、合併前のまだ町時代、平成の一桁の時代であったかと思いますが、当時災害復旧工事等に布団かご、それからじゃかご等のかご類が大変多用される時期でございました。その詰め石が積算基準上は玉石にということになっておったのですが、採取規制等もございまして大変不足いたしまして、詰め石の石材を玉石にかわる割りぐり石とか、径がもうちょっと小さくなるのですが、そういうものに変更購入いたしまして、布団かごの網目も15センチが標準なのですけれども、13とか10とか詰め石の径が小さくなったのに合わせて設計変更したものでございます。その当時、そういった工事にかかわっておりました他の職員、技術職員のほうにも確認しましたが、やはり記憶はあるのですけれども、既に設計書が廃棄される年が過ぎておりまして、書類での確認はできませんでした。

このところの度重なる災害対応における状況でございますが、市の発注工事では施工業者さん、それから資材の調達業者さん方の努力もありまして、今のところ先般報告申し上げました案件以外に資材不足による設計変更等の事例はありませんでした。が、南魚沼地域振興局の地域整備部に確認もいたしました。そうしましたら、県の発注工事におきましては、平成23年の新潟・福島豪雨に係る災害復旧工事では、河川護岸等の積ブロック護岸工におきますブロック材、県の規格材が積算基準にあるわけですが、これが大変不足いたしまして製品確保ができませんために、同等の機能強度を要する他の製品に設計変更で対応したということでございます。

また、先般の事例にもありました砕石でございますが、やはり再生砕石が不足いたしまして、普通砕石の使用に設計変更した工事もあるということでお話を聞いております。

そのほか国の直轄事業のほうも確認をさせていただきました。新発田管内でございますが、

道路の路盤材に再生砕石の仕様で発注いたしましたでしたが、市場ストックが非常に少なく、普通砕石の仕様に設計変更した現場があるということで話をお伺いしております。

なお、このたびの再生砕石など建設工事におきます再生資源の利用については、資源の有効な利用の促進に関する法律というものに規定されてございます。内容は再生資源を利用するように努め、利用する場合は設計図書に明示することとされておりますが、その条件に変更が出た場合、例えば資材が不足しているといったような状況が出た場合は、設計変更により適切に対応することということで国交省からも通知がされております。

それから、現在の東日本大震災、先般社会教育課長が申し上げましたが、その部分の復興・復旧、それから新潟では今年の台風 18 号関連もあるのですが、そういうものに関連いたしまして、公共工事の迅速かつ円滑な施工確保対策というのが、平成 25 年 3 月に国土交通省から通知されております。内容といたしましては、資材不足のため施工者が工事実施地域で資材を調達できないことが想定される場合は、地域外からの資材を調達するために施工者が必要とする輸送費等の調達費用について、発注者の設計変更により対応することと、同じく国土交通省からも通知されているところでございますので、あわせて申し添えさせていただきます。以上で報告を終わります。

**○議 長** 本日の日程は一般質問といたします。

質問回数は一括質問一括答弁方式は 3 回まで、一問一答方式は制限なしとし、質問時間制限はいずれの方式も 1 人 30 分以内といたしますが、1 人当たりの質問総時間のめどを 60 分以内とするよう努めていただくようお願いいたします。初回の質問時に限り登壇して行っていただきます。降壇後は質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどお願いいたします。あわせて市長等からの答弁につきましても、簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。

なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問項目についてのみまとめて行っていただきます。また、会議規則第 62 条第 4 項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に質問しますと挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長質問に対する答弁は、議員の質問時間に含めないことといたします。よろしくお願いいたします。

**○議 長** それでは順番に発言を許します。質問順位 1 番、議席番号 18 番・岡村雅夫君。

**○岡村雅夫君** おはようございます。トップバッターということで、プレッシャーがかかっておりますが、ぜひ、実のある答弁をいただきたいなというふうに思っております。

### 1 原発再稼働について

私の今回の質問は、最初の項目は原発再稼働についてであります。私は 7 月 26 日から 28 日の日程で「自治体学校 in 仙台」に参加してきました。現地分科会では原発事故被災地の浪江町、南相馬市を訪れてきました。馬場有 浪江町長のお話には圧倒されました。「安全神話にどっぴりつかっていた。まさか事故が起きるとは思わなかった。憲法 13 条、幸福追求権、25 条、生存

権、29条、財産権がはく奪されています。この窮状を風化させてはならない。また福島原発事故を教訓に二度と原発事故を起こしてはならない。」当事者でなければ言えない迫力のある訴えでありました。

浪江町と南相馬市の小高地区は、許可がなければまだ入れません。人が住んでいない、作物が植えられていない。不気味です。浪江町では福島第一原発が目視できる地点まで案内をしていただきました。放射能汚染で作付できなくて、そして地域間調整で南魚沼市が米をつくれる、この矛盾を目の当たりにしてまいりました。まだまだ復興には時間がかかります。放射能汚染については根本的な除染、無害化ははまだ望める状態ではありません。将来の健康被害が心配であります。

また、8月20日、我が議会では、柏崎刈羽原発の視察が行われました。各種の安全対策がなされているさまを視察してまいりました。私はその説明を聞いている中で、本来やっておかなければならなかったことを、今、しているのではないかという疑問を持ちました。また、稼働してこういった状態、後からの安全対策で、想定される事故の改善が完璧にできるのか不安を持ってしまいました。100%譲って考えますと、廃炉にするにも長期の時間を要するのだから、その間のための安全対策と考えれば、必要な改善と言えるのかなとも考えてみました。

前置きはさておいて、昨今2つの判決がされておりますが、それについての市長の見解を伺うものであります。最初に福井地裁の大飯原発運転差し止めについての判決であります。これは5月21日でありました。次に福島地裁の原発自殺訴訟の判決の感想についても伺います。そして、柏崎刈羽原発で過酷事故が起きた場合の防災計画を練られているようでありますけれども、聞くところによると、この地域は安全で避難受入地域だというお話もいただいているところであります。市民の避難計画についてはどう計画されているのか質問するものであります。

そして、一連のこれらの判決、あるいは想定した避難計画等をやってみて、私は市長が従来言っております、「なくなるのが理想であるが、再稼働はやむを得ない」という立場の変更はないか。再稼働容認の考えは変わりませんか、ということ質問しているところでございますが、明快な答弁をいただきたいと思っております。

○議 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様方、大変ご苦勞さまで。ありがとうございます。きょうから一般質問23名という皆様方です。冒頭議長からお話ありましたように、簡潔に答えろということでもありますので、極力、簡潔にお答えをさせていただきます。

### 1 原発再稼働について

岡村議員のご質問にお答え申し上げます。前段はさておきまして、この差し止め判決の感想でありますけれども、大飯原発の再稼働差し止め判決は、行政の定める基準あるいはそれに基づく判断に対する司法のこの判断といたしまして、今までの行政判断の追認ということが割合と多かったわけでもありますけれども、その方向を変えた判決だと思っております。今後の原発再稼働問題に影響を及ぼす判決だろうとは思っております。また、国の経済政策あるいは現在の安全技術を問う判決でありまして、世論の中には肯定・否定、さまざまな意見があります、

今後も注目される判決だと思っております。この裁判が、まだ控訴されておりましたので、私の立場としてこれ以上の感想は控えさせていただきたいと思っております。

原発自殺訴訟でございます。これは避難を強いられている方の自殺と原発事故の因果関係に関する判決でありまして、こういうことが今後起きないように避難者のケアを、受け入れ自治体だけでなく国や東京電力が積極的に、また責任を持って行っていただきたいと思っております。改めて東日本大震災で亡くなられた方々へのお悔やみを申し上げますとともに、早期の復興、そして現在も避難生活を強いられている方々への生活再建が、早期に実現することを望むのみということでもあります。

3点目の柏崎刈羽原発での問題であります。南魚沼市は柏崎刈羽原発から半径30キロから50キロ圏の屋内退避計画地域——PPAとして位置づけられております。この地域は事故が発生した場合、その状況あるいは気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量の予測結果によって、屋内退避を行って緊急モニタリング等の結果によっては避難を検討するという区域になっております。

市の防災計画で原子力災害対策編でも、住民の避難計画は同じそういうことになっております。

なお、原発事故発生時に県を中心として、県全体で避難先等を調整することになっておりまして、当市において避難を行わなければならない状況となった場合は、県と調整を図りながら県内の放射線量の低い自治体、あるいは県外の災害時の相互応援協定のある自治体への避難を検討するというふうになっております。

原発再稼働でありますけれども、これは前々から申し上げておりますとおり、今、議員もおっしゃっていただきました、なくなることが一番であります、原発の再稼働につきましては、国や関係機関が基準に基づいて判断をして、それから原発の立地自治体の了解を得て再稼働ということですので、その結果を尊重するという考えに変わりはありません。以上であります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 原発再稼働について

福井地裁の大飯原発運転差し止め判決については、今、控訴中ということで控えるという話ではありますが、この判決というのは従来とはまるきり変わっておりまして、裁判所が意思をきちんと示したというところが、大変な価値のあるところだというふうには思っております。そして、それらが憲法、要するに生存権とか先ほど申しましたが、そういうことからして非常に崇高な判決だったというのが、一般的な評価であります。人格権が最優先だとか、あるいはこの事故によって本質的に危険なものであるということが証明されたとか、そして安全神話、要するに基準に照らして安全であったというこのことについても断罪をしたと。要するに安全ではないということを示しているわけであります。

そしてコスト——過去に私への答弁でありましたけれども、原発停止で、要するに化石燃料等の輸入で貿易赤字が出ると、これは国にとっての損失であるということをも市長は言って、再

稼働やむなしという説明をいただいたことがあります。コスト優先をきっぱりと拒否した判決だと言われておりますが、それについての所見がありましたら伺っておきたいと思っております。

○議長 市長。

○市長 1 原発再稼働について

この判決は、今議員がおっしゃったとおりのことをきちんと述べて、そして差しとめだということでもあります。ただ、裁判はご存じのように三審制でありまして、二審あるいは最高裁まで行ってどういうふうになるか、これはわかりませんので、私が今ここで感想は申し控えさせていただこうということでもあります。殺人事件でも冤罪ということもありましたし、裁判は一審判決が出たからこれで決定だということではありません。これは議員も十分ご承知のことと思っておりますので、こういう判断が出て二審でまたどうなるのか。あるいはまた控訴がなされて最高裁の判決でどうなるのか。こういうことが出た段階で感想はきちんと述べさせていただきたいと思っております。

○議長 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 原発再稼働について

これについては後段に後でまた述べさせていただきますが。福島地裁の原発、要するに自殺の問題については、大体認識が一致しているようでありまして、東京電力も認めて控訴しないということでもありますので、こういった方向というのは今後注目すべきところかなというふうに考えているところであります。

次に柏崎原発が過酷事故が起きた場合ということ、それこそ安全基準というところが市長は出てくるわけでありましてけれども、私は一審判決と言えどもそういった可能性は否定できないということでもあります。そして、先ほど浪江町の町長の話もしたように、やはり疑わなかったところからこういった問題が起きているということでもあります。ぜひとも、柏崎の現状というものをもう少し理解を持って勉強されたほうがいいのではないかなというふうに思うところであります。

非常にあそこの地層は軟弱堆積層であるそうでありまして。今回、新潟自治体研究所で発表された冊子によりますと、やはり地質学者によれば「豆腐の上の原発」ということまで言われているそうでありまして、それは中越沖地震であの 3,200 か所からの被害を受けて修復工事がなされているというあたりからも想定できるものであります。

それから、基準地震度も浜岡原発あたりは 800 ガルだそうでありましてけれども、あそこに想定されるのは 2,300 ガルだということも言われておるそうでありまして、非常に地震に対する備えはかなりの問題であろうというふうに言われております。そういった問題はこれから執行部等でも大いに学習をしていただきたいところではないかなというふうに思っています。

私は避難をする問題について、やはり行政で考えている問題——30 キロ圏内はという、あるいは緊急では 10 キロ圏内ということではありますが、これについては全国一律に言われているのです。ところが、あそこの柏崎刈羽原発というのは、非常に大型の原発が世界一集中立地条件を持ったところだそうでありまして、同じ 30 キロ圏というものは多分、福島原発のようなあ

あいう連鎖的な問題が起きれば、とてもそれで耐え得るものではないだろうというふうにも言われております。その辺から試してみ、あくまでも30キロ、50キロ圏内だから、そう問題はないだろうという認識なのかひとつお聞きしておきます。

○議 長 市長。

○市 長 1 原発再稼働について

私は先ほど答弁の中で問題がないなどということは全く申し上げておりませんで、今現在30キロから50キロ圏内にあります。これは全国一律ということではなくて、県で我々市町村も全て入ってそれぞれ防災計画のもとをつくったわけでありまして、その際は、いわゆる距離もさることながら、風向きとかそういうことを全て——これは当然過去の例であります。過去の例でこの時期の風向きはどうだとか、そういうことも含めて我が地域は屋内退避——避難でなくて退避ですね——区域である。しかし、さっき申し上げましたように、そのときの気象条件やあるいは事故の程度によって大きく変わってくる場合がありますから、それらを集中的に県も含めて、情報収集をしながら避難すべきときは避難しなければならない。その避難先は線量の低い県内の自治体、あるいは県外への相互応援協定を結んでいる自治体。こういうことを想定しているわけでありまして、決して勉強不足とか全国一律で同じに考えているということではございませんので、これは岡村議員のほうからも勉強していただきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 原発再稼働について

30キロ圏内とかという問題については、ほとんど全国一律に考えられておりますので、その点はまたではお互い勉強しましょう。

緊急的な避難ということはともかくとしても、この被害は200キロに及ぶというふうに学者の中では言われている方もありまして、日本の原発の立地から200キロでコンパスをしますと、北海道の東地域と沖縄というところが安全地帯だそうでありますけれども、そういった想定をも、本当に再稼働を日本全国的にやっていくということになれば、考えなければならない事態かなというふうに思っております。

そういった中で私は再稼働については、やはりそういったお考えを改めるべきではないかという立場であります。今、南魚沼市の大多数の市民は、原発は恐ろしいもの、一旦事故があったら取り返しがつかない惨事がくるというふうに認識をしている方々が、大多数というかほとんどではないかというふうに私は思っています。

私は何回かにわたって市長に姿勢をただしてきましたけれども、この市長の言動が市民の思いと乖離していく、あるいは選ばれた我々議会でもそうでありますけれども、乖離をしていくと市民は不安になり、また不信を抱くようになるのではないかとというふうに私は考えています。そして、市政に無関心になり、あるいは期待しなくなるというような事態が発生しては困るなというふうにも考えています。

最近の問題では、原発再稼働、あるいは今国会で問題になりましたし、あるいは議会でも問題になりました集団的自衛権の容認、これらについて先般新潟日報でも首長のインタビューと

いうことで報道されておりますけれども、「我が市長は」というふう感じた方がかなりいたのではないかと私は思っています。

そうした中で先般、目にとまった記事を引用させていただきますが、「新潟市長、4選出馬」の記事の中に、「独断専行やひとりよがり陥っていないか自問し、今後も謙虚に耳を傾けていく」というふう述べています。選挙で選ばれた市長は、あらゆる人たちの代表ということをおぼえて、それらに耳を傾け、適切な意思表示をすべきというふうには考えますが、市長の所見を伺うところでもあります。

○議 長 市長。

○市 長 1 原発再稼働について

原発再稼働ということにつきまして何度も申し上げており、私たちが立地自治体、あるいはこれは信用するかしないかは別にいたしまして、国のそういう機関できちんと審査をしてそれで許可ということになれば、これはそれに私たちが何も申し上げるところでもないということでもあります。

例はよく言われておりますけれども、この世の中に絶対安全で100%大丈夫だということはほとんどない。飛行機であれ、新幹線であれ、どこかで事故が起きるかもわからない。しかし、起こさないために人類は懸命な努力をしているわけでありまして、この原発もそれと同一に捉えるということではありませんけれども、100%安全だと、もう絶対大丈夫だ、何が来ても大丈夫だということは、私も思っておおりません。テロもありますし、あるいはちょっと想像を大きくすれば隕石が落ちてくるかも、何があるかわからない。そういうことですから、今考えているのは、地震とかいわゆる災害という部分、これに関して安全か否かということをお、確か重点的にやっているのだと思います。それを専門家の方々がそういう判断をするということは、それは私は追認をしていかなければならない。

そして、私が独断とかひとりよがりとかという――それは新潟市長さんのお話であります、私もそうならないように、一応今まで努めてきたつもりであります。しかし、自分の意思は、市政を執行する際にきちんと通すべきところを通さなければ、これもまた市政は執行していけないということでもあります。一部の方の批判的な意見、これにも当然耳は傾けますけれども、それを全て受け入れるということではありません。賛成だ、賛成だといったそれを全て受け入れることでもありません。

最終的にはいろいろ相談をしますけれども、私の判断でやらせていただくことでもありますので、それで市民の皆さん方が大きな不満を持つということもあるかも知れません。あるかも知れませんが、あくまでも自分の職責をかけて、市民の皆さん方に将来禍根が及ばないように、こういうことを常に念頭に置きながらやっているということをご理解いただきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 原発再稼働について

第一問についてはこれ以上してもあれですが、私が最後に言いたいのは、全国紙による世論

調査等も考えてみると、今、私が指摘してきた分に関しては、非常に国民の世論が分かれている。そして、否定的な考え方、要するに不安を持つ方々のほうがはるかに多いということは、ひとつ執行者として受け止めておくところではないかと感じておりますので、一言申し上げて前段を終わりにします。

## 2 医療・介護総合推進法について

次に医療・介護総合法についてであります。きょうの新潟日報の社説に、本当にタイムリーに全容を書きいただいておりますので、これらがもう既に執行部では検討済みだというくらいの期待を持って、私は質問するものであります。

社会的にはこの社説が、まとまったものでは初めてくらいではないかなと。それは骨太法人とかそういう形で膨大な量を読むときになれば、うたってあるという言い方をされるかもわかりませんが、かなり身近な問題として捉えていかなければならない問題ではないかというふうに私は考えているところであります。

国会は集団的自衛権行使容認の閣議決定などでもめていましたが、会期末直前の6月18日に医療・介護総合法を成立させました。内容は社会保障給付費の自然増これらも含めて聖域なき見直しを行って、徹底的に効率化、適正化——というのはちょっと私はわかりませんが——そういう方向を目指し、そして患者の負担増と給付の削減、そして医療供給体制の抑制を進めようという内容というふうに言われております。

また、今の国の動きとしては、子ども・子育て支援新制度等で保育の形態が変わってくるということ、これらも後退というふうにも言われているところであります。社会保障全てにわたって改定が、あるいは見直しがされようとしています。これを進めるとするならば、ある人は、あとは野となれ山となれだと。要するに財政のみというところのようではありますが、これら国民無視の政治ではたまったものではないわけでありまして、国民の未来はなくなってしまう、そういった立場で私は質問するのであります。

この法律が先般の私の一般質問でもやりました団塊の世代が75歳を迎えるという2025年、この時点に向けてのそこへ照準を合わせた計画を逐次進めていくと、こういうふうにも言われておりますので、我が南魚沼市について医療・介護は、今計画していることが本当にそのまま実行できるのか、あるいはどう変更していかなければならないのか、どう変わっていくことかについてまずお伺いしておきたい。要するに、国がどう変わるか、変えようとしているかという認識をひとつまずお聞きしたいと思います。以上です。

○議 長 市長。

### ○市長 2 医療・介護総合推進法について

私だけ登壇して申し訳ございませんけれども、一応この部分については登壇をさせていただきます。

この医療介護がどう変わっていくかということでありまして。医療・介護総合確保法その内容は、新たな基金の創設と医療・介護の連携強化を図ること、2番として地域における効率的かつ効果的な医療供給体制の確保、3番として地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化、



これが主な柱であります。

この法律が、今後、医療と介護の制度改革を一体的に推進するという方向性が明確になったことを意味するということだと思っております。今後は自治体の介護保険政策の推進と制度運用にも大きな影響を与える改正だと思っております。

2006年の改正で創出されました要支援者への予防給付のうち、訪問介護と通所介護を市町村の地域支援事業に移行するという一方で、担い手の掘り起こしやサービスの多様化も含めて、地域に合わせた取り組みを市町村が進めるということになったわけでありまして。さらに、特養入居者の重点化、あるいは利用者負担の引き上げ、そういうことを含めまして増大し続ける財政負担を抑制するための施策、これらも盛り込まれているところであります。

今の日本の現状を考えれば、利用の抑制といえますか、真にそういう方々を抑制することではありませんけれども、ある程度この方向性が出ていかなければ、それこそ日本という国が沈没をしてしまうのではないかという概念は私は持っております。

ずっとこの今までの制度でやってきているわけでありましてけれども、どこかでやはり節目、節目では、いい法、悪い法もありますけれども、やはり改正をしていくということは必要なことだと、これはどういう施策にかかわらずであります。憲法を変えろということではありませんけれども、法律はそのためにまたあるというふうに考えておりますので、今、一応そういうことで変わっていく部分はこういうことだということを申し上げさせていただきます。

○議長 18番・岡村雅夫君。

#### ○岡村雅夫君 2 医療・介護総合推進法について

今ほども答弁がございましたが、医療費抑制が、あるいは介護費用の抑制が柱だということは、一貫した内容であります。そういった中で心配というか、言葉的には病院から、病院のみでなくて地域医療、地域在宅、そういった方向がぼろんぼろんと言葉では聞かされてきたわけでありまして。我が市の医療再編に絡んで考えてみますと、非常に先取りしている部分というか、そういう言葉がもう既に出てきているということが、ここに示されているのではないかなというふうに思っています。病床をどんどん少なくしていくと。我が医療地域にも私は一般的な病床はかなり激減していくものだというふうに思っております。

そうした中で今ほどありましたが、包括ケアシステムを構築して、出かける医療、介護、家庭での要するに在宅、あるいはこの法律には福祉施設、あるいはサービス付高齢者住宅とか、そういった施設が在宅部分だというような位置づけがされておりまして、そうした中で要支援1・2の方々が介護認定から将来的に外されていくという事態が起きるようであります。そして利用者負担についても、1割が2割になっていくというのでも盛り込まれております。

そして、これは大体の方々が情報としてとっているわけでありましてけれども、特養ホーム、特養については要介護3以上でなければ入所できないと、いかなる事情があってもということであるようでありましてけれども、ついこの住みかと言われていた特養にまでメスが入ってきたということでありまして。そういった中で市がこれからこれらを踏まえて、どういう医療あるいはどういう介護を提供していかなければならないかということ、短時間な中でありましてけれども

も、これを踏まえたきちんとした説明というのは必要になってくるのかなというふうに私は思います。今現在考えられている中でこれらの変更内容を見て、これは困ったことだなど、何とか市としてはこういうふうにしてとどめたいな、というような部分があるとしたならばお聞きしておきたいと思います。

この介護保険が始まった段階というのは、私は当時大和の議員でありましたけれどもよく言われたことが、要するに横出し、上乘せ、こういった言葉を確か福祉関係の方々には覚えておられると思うのです。そういった、現に我が町でやっていることができなくなる、だから、制度はこうだけれども、市としてはここの部分は拡充、保持をしていきたいと、こういった問題もあったわけであります。まさにそういう段階ではないかなというふうに思います。6期計画等もこれから最終版、調整中だと思いますけれども、非常にこの意味合いをとって、市民がこれからどういうところに追いやられてしまうか、というあたりのお話をいただければありがたいなというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療・介護総合推進法について

病床減という話が出ましたが、基幹病院ができたことによって一般病床が減になることはありませんので、これは議員もよくご承知おきください。いいですか、基幹病院で 454 床、この病床をそろえるわけです。そのうち一般病床は 400 です。六日町病院で 59 減らすわけですね、今 140 ができますから 59。大和で 140 ですから 150、小出病院で百幾つかですから、合わせますと大体 400 です。病床数は減りませんよ。あなたがおっしゃっているのは、療養病床ということだとすれば、これは若干数が減りますけれども、一般の病床数はこの 2 次医療圏の中で減らせていませんから、それは間違った考え方でありますので、訂正をしていただければと思っております。

市の裁量、今後どう計画していくということでありますけれども、2025 年を見据えまして、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らす、このことを目的に医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されます地域包括ケアシステム、これを第 6 期からの、今議員おっしゃったように高齢者福祉、あるいは介護保険事業計画にのせていくということであります。

今回の改正で、今これも議員がおっしゃいました要支援 1・2 の訪問介護、通所介護を介護保険制度の給付から外して、その別枠であります地域支援事業を新設するわけでありますが、このように給付の代替をするということであります。

この地域支援事業は、市町村が事業の内容を組み立てるということでありまして、市といたしましては通所サービスについては平成 27 年度から六日町地域で試験的に実施をして、翌年度以降大和・塩沢地域と拡大して平成 30 年度から完全移行をしたいというふうに予定をしております。訪問サービスにつきましては、平成 27 年度から検討して平成 30 年度に移行を完了する計画であります。また、生活支援あるいは介護予防につきましては、ボランティア・NPO 組織、あるいは地域の前期高齢者が後期高齢者を支える環境をつくる、これを今計画しているところであります。以上であります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 医療・介護総合推進法について

私が病床減と言っているのは、今市長が言っている基幹病院に集約されるという部分を、私はちょっとこちらに置いておくのですね。なぜかという、この計画にもありますけれども、機能病院・基幹病院、高度な病院については、やはり短期間に退院させると……（「これは通告にあることですか」と叫ぶ者あり）いうことでありますので、そうすると受け皿が必要になるということなのです。その受け皿が、この計画では在宅、あるいは施設ということになっているのですね。その辺をやはり吟味しておかないと、私は行き場のない方々が出るのではないかとこのことを言っております。

一般病床については、今現在、六日町・城内・ゆきぐに大和・小出病院で 628 なのですね。それが一般病床は基幹病院を入れると 670 で増えるのです。ところが、基幹病院からサテライトと言われている病院については 270 ということでありますので、要するに退院先の門が狭まるというあたりを、ひとつ頭に置いていただきたいなというふうに思います。

あと、独自に市でやるということについては、問題は財政であります。当然、国は市独自の問題については、財政がどうのこうのということに抑制がかかってきます。ひとつ、これからやはり市の裁量が問われる問題かなというふうに思っておりますので、本当に万全な計画を立てていただきたいというふうに思います。

私は先ほど申し上げましたけれども、この魚沼圏域の医療についての再編が行われていることは、総合法に沿った部分もあるいはそういったモデル的な部分もあるのかなというような感じがしております。そういった中で国の財政の都合だけというのではなくて、超高齢化社会を、この地に住み続けられるために住民が安心して暮らせるモデルを、全国に発していくような、そういった計画をぜひやっていただきたいというふうに思います。

大和病院のとりあえず現状でという問題に絡めますと、かなり、これらの変更について展望があるのではないかとこのように考えているところであります。市長も今言われましたが、療養病床とか、あるいは老健施設とか、一般病床の増とか、そういうものを念頭に置いた計画もやはりこの大和病院が、基幹病院がやらない部分の整合性を持った医療提供、介護提供というものをごここでしていけるのではないかとこのように感じを持っておりますが、所見を伺ってみたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療・介護総合推進法について

病床数の見解の相違についてはそういうことですから。議員はなかなかいろいろ裏の裏まで数字を回しながらで、一般的に病床数が減ると言いますと一般病床が減ることによって一般の方はとられますので、そう高度な理論ではなくて一般的なお話としてさせていただきました。

それはそれとして、基幹病院そのものは、一番はやはり高度救急救命がこの地域になかったということでありまして、その機能を備える。そして第 2 には医師不足が非常に顕著でありますので、基幹病院においでをいただいた先生方から地域の医療のほうもきちんと支援をしてい

ただ、そして、3点目はやはり医療資源の集中化を図らなければ、なかなかこれからは難しいということでもあります。大和病院に触れますと、大和病院そのものが今は40床でこうしてやっていこうと。いつも申し上げておりますように、基幹病院との連携がどうできるか、それを見極めた上で大和病院の位置も、そして病床数も、これらも含めて総合的に、1年あるいは2年のうちに判断をさせていただきたいということをお願いしております。もちろん、地域の皆さん方が安心して医療を受けられるという体制を、今以上に良くするという意味でやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 医療・介護総合推進法について

私が最後に言いたいのは、医療・介護、これを困ったものではなくて、産業・雇用の場として位置づけてほしいというふうに思っております。

[制限時間を知らせるブザー音あり]

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長 長 質問順位2番、議席番号16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 おはようございます。市民の方には傍聴においでいただきましてありがとうございます。発言を許可されましたので、今回もほんの4項目ほど質問をさせていただきます。

#### 1 教育・文化について

1つ目の教育・文化についてであります。不登校といじめの問題を解決して、地元中学校の魅力を出せという問題であります。市外中学への入学者数が津南中等教育学校の開学以来増えている。かつて地元中学への入学を避ける児童が増えて、地元中学の学級減となる恐れが出てきたとき、地元中学の魅力を上げることへの対応を質問しました。文武両道を掲げてまずはスポーツからということで、甲子園大会で全国ベスト4へと進出した県内私学の奮闘は、記憶に新しい。また、塩沢中学女子水泳部が全国中学生大会で県中学新を出し、全国5位となったことは、雪国南魚沼の中学の快挙と言うべきであろう。こうしたことが地元学校の魅力を上げることに貢献することは、容易に想像できる。

しかし、市外への進学が増えている傾向は、何を示しているのかを深く考えてみたとき、子どもたちにとっての地元の学校の魅力とは何かを、学校も行政も保護者も一緒になって考える必要がある。

地元学校にいろいろな問題があるとすれば、それを早急に解決しなければならない。1つの問題として不登校といじめの問題がある。小学校では25年度、不登校は16名、いじめは7校で11件である。中学校では25年度、不登校は61名、いじめは5校で52件と報告されている。南魚沼市の教育委員会の見解は、県内平均よりも不登校率が高いことに懸念を表明し、不登校の原因は不安であり、その不安をなくすために学校・行政・家庭がスクラムを組み解決することが課題であるとされております。

一方、いじめは深刻な問題であり、学校の魅力という観点では、率ではなく発現、いじめが起きることが問題であります。この難問をいかに解決し、学校の魅力を上げることを考

えているかを伺うものであります。いつにも増して簡潔明瞭な答弁を期待しておりますが、答弁内容によりましては再質問をさせていただきます。

○議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 教育・文化について

1 番目のこの寺口議員のご質問につきましては、教育問題でございますので、教育長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 教育・文化について

寺口議員の一般質問、不登校といじめの問題を解決して、地元の中学校の魅力を出していただきたいと思いますということについてお答えします。

ご指摘のように中学校の魅力を出すことに、不登校といじめの問題解決が最も有効な対策であるということは、私も自覚しております。それではまず不登校の実態について若干説明させていただきます。市内の中学校の不登校生徒発生率は 3.68%で、これは全県の発生率 2.64%及び中越地区の発生率 2.73%と比較して 0.95 から 1.04 ポイント高くなっております。

中学生の不登校になった原因を探りますと、不安など情緒的混乱・遊び・非行・無気力など本人に原因があると思われるものが約 50%でした。親子関係・家庭内の不和など家庭に問題があると思われるものが約 15%、友人関係・学校・教員とのトラブル、部活動への不適合など学校に原因があると思われるものが 35%でした。生徒及び家庭での原因が合わせて 65%でした。家庭に今後どのように切り込んでいくかというのが、課題であるというふうに思っております。

それでは、全県に比較して当市だけが多いのかということですが、やはり魚沼市・十日町市等が多い状況になっております。原因はよくはわかりませんが、やはり、家庭に関する問題が要因の一因になっているのではないかとこのように思っております。

次にいじめの実態についてご説明します。いじめは全国でも大きな問題となっております、先ほど寺口議員が言われましたように、平成 25 年度は中学校で 52 件発生しております。いじめの定義が昭和 60 年以降何回か変化しております。平成 25 年度、昨年度には、いじめ防止対策推進法が制定され、インターネットを通じて行われたいじめもいじめの対象となっております。こうした変遷を経て、いじめの数は従来とは比べものにならないほど多く報告されるようになってきました。今後はこのインターネットによるいじめ、このことについてはかなり深刻であり、対策が重要であるというふうに自覚しております。

いじめのない誰もが安心して過ごせる学校は大きな魅力です。人間が複数集まれば、好き嫌いや相性の良し悪しが生じることは当然です。しかし、いじめゼロの魅力ある学校づくりを目指すために現在次の 3 つの考え方を、学校と協議し徹底しております。

1 点目は意識的ないじめを生まないために、規範意識の高い集団づくりに今まで以上力を入れてまいります。その 1 つが道徳授業の充実であります。

次に無意識的ないじめを生まないため、よりよい人間関係を構築したり、人権感覚をさらに醸成してまいります。人権教育は重要であるというふうに思っております。

3つ目として学校や家庭や地域の意識を高めていくことです。人の悪口は言わない。人の失敗をばかにしない。互いに認め合う等、思いやりの高い学校や家庭・地域で生活する子どもたちに、いじめは発生しないというふうに思っております。この環境づくりは、我々大人が意識しなければつくり上げることができない文化であるというふうに思っております。

それでは、先ほどご指摘の市外中学校、特に津南中等教育学校に進学する子どもの実態、その分析についてお答えします。9月2日現在で津南中等教育学校に在籍している南魚沼市出身者は合計で55人にも及んでおります。ここ一、二年は増加傾向にあります。平成23年度にある地域で津南中と教育学校に進学した子どもたちを対象に、非公式のアンケート調査が行われました。なぜ津南中等学校に進学するのですか、の問いに対し理由の第1は、質の高い学習によって学力を伸ばすことができそうだから。理由の第2は、中高一貫校なので高校入試を受ける必要がなく、安心して学校生活を送ることができるからでした。ごく少数ですが第3位の理由は、小学校時代、人間関係で嫌な思いをしたので新しい環境の中で一からやり直したいからでした。こういう理由からして、子どもたち及び保護者が中等教育学校を選択することについては仕方がない面があるというふうに思っております。

それでは、中等教育学校の全国的な流れについてご説明します。新潟県には6年制の中等教育学校が7校あります。全国には中高一貫を目指す学校が多くありますが、そのほとんどは連携型もしくは併設型であります。6年制の中等教育学校は全国で29校しかありません。東京都でさえ6校です。その他の県は平均して1から2校です。半分以上の県には中等教育学校はありません。中等教育学校に優秀な子どもや問題のない子どもだけを集め、言葉は悪いのですが青田刈り、しかも、そうした学校数を増やせば市町村立の中学校が、言葉は悪いのですが、潰れてしまうことは明らかであるということを知っている賢明な県が多くあり、中等教育学校のない県が多くあるということを知っていただきたいと思えます。

そうした現状の中で新潟県に7校もあるということは、やや——ややというかもっと異常であると思っております。そうした現状の中で今回の高校入試の対応を含め、ちょっと厳しいのですが地域に配慮しない新潟県教育委員会の姿勢に、私としては大きな疑問を感じております。県土全体の発展は、各地域を大切にする教育行政が私は大切であると思っております。今後ことあるごとに、新潟県教育委員会にこのことのおかしさを訴えてまいりたいなというふうに思っております。

それでは、これを鑑みながら地元中学校の宿命と魅力創出の対策についてご説明します。公立中学校、市内の6校の中学校では高校入試があること、学力の高い子も低い子もさまざまな子が入学してくること、家庭的な問題や発達障がいを抱えているなどさまざまな事情がある子が入学していることなど、さまざまな現実があります。私はこれをどんと受け止め、この地域の宿命にぶつかっていくのが地元の教育委員会と思っております。だからこそ、地元の自治体及び中学校はあきらめるのではなく、そうした宿命を抱えながらも子どもたちや保護者が地元の中学校に進学したくなるような魅力ある学校づくりをしていく必要があります。その責務、中心になってやっていくのが教育委員会であると自覚しております。

そのためには、今南魚沼市の特色ある教育は他地域に比べて遜色がない、かなり魅力ある教育をやっているというふうに自負しております。中学生の海外派遣事業、国際大学を活用しての国際理解教育、昨年開校した総合支援学校でのユニバーサルデザイン的な考え方の浸透、それから本年からスタートした図書館、それからスポーツ運動公園、そして小規模校の魅力を存分に出しております特認校——栃窪・後山小学校の特認校でございます。最近、六日町県立病院のドクターの家族が栃窪小学校へぜひとも行きたいという表明をしております。その先生に聞きましたら、自分はその後、基幹病院のドクターになるのだと言っておりました。私は基幹病院の設立の後、このように小規模校でも学びたいという医師の家族が出てくるものと思っておりますし、その対応をきちんとしてまいりたいと思っております。

このように現在ある南魚沼市の教育をグレードアップしていくのが、まずもっての対策の1つであります。それから最も大切なのは、先ほども議員の言われましたように、中学生を支援する体制づくりです。中学生に当事者意識を持ってもらい、それを行政が下支えをしながら学校・家庭・地域の連携強化を図ることだと思っております。それをわかりやすく子どもたちに訴えるために、具体的には今回の高校入試の取り組みで教育長の胸の思いを全中学の生徒・保護者・教員に発しております。このように私としては各戸に配布しました。

受験するのはあなたたち生徒の皆さんです。高等学校受験は皆さんの人生にとって初めての試練です。将来どんな職業に就きたいのですか。そのためにはどの学校へ進学したらいいと思っているのですか。皆さんが自分自身を見つめる絶好のチャンスです。初めての試練である高校受験を楽しみながら、かつ全力を尽くしてください。保護者の皆さん、受験生を温かく見守り支援してください。そして安心してください。入試制度変更の説明及び進路相談の体制は、校長先生を先頭に各学校は完璧です。

と私教育長の思いを皆さんに理解してもらうことが大切なことであるということで動き出しております。

そして図書館の活用です。詩人・谷川俊太郎さんが、いじめを題材に詩を書いております。読者の小中学生から募ったいじめの詩を発表するという詩の事業——詩、詩ですよ、死亡の死ではなく——が全国各地の小学校で行われております。すごい図書館で有名になった佐賀県武雄市でも、この詩の事業が行われております。詩の力でいじめに何ができるかわからないですが、まずは子どもたちが秘めて心の中にある「いじめ」を「詩」という文芸の世界で吐き出してみたいというのが、この詩の事業でございます。

当市も学校図書館と駅前図書館本の杜に連携司書を配置しております。図書館を活用した不登校及びいじめ対策に、今後取り組んでまいります。本日この駅前図書館本の杜は、10万人目の来館者を迎える見込みとなっております。このペースでいくと年間30万人を超える勢いです。これは6月から3月までですから、4月からオープンしているともっとになるのですが、30万人を超える勢いです。ちなみに昨年度1年間の来館者数は3万8,280人です。いかにこの図書館が活用され、今後教育の場で活用できるというふうに思っております。そして次に……（「教育長、通告以外。簡潔に」と叫ぶ者あり）はい。これは通告にあったものと判断しております。

ということで、総合支援学校を活用していくということで私が答えたいのは、南魚沼市の教育環境を魅力的にすることが、質問である地元中学校の魅力創出に近道であるということをもって答弁させていただきました。以上でございます。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 教育・文化について

4分ほどの質問になから4倍ほどの答弁をいただいたわけで、教育長の思いは非常によくわかりました。市外中学への児童流出といいますか、前教育長のときにお伺いしたときにも、やはり国際理解教育であるとか、非常に教育委員会の取り組みは聞かされました。

ですが、やはり先ほどの津南中等教育になぜ行くのかというところの中で一番気がかりなのは、いわゆる学力という問題でありますよね、学力という問題。非常に難しい。教育長がおっしゃられたように学力の差が非常に大きいというのは、うちの市内の特徴でありましょう。この部分なのです。では具体的に学力の差の大きいというこの市内中学校をどうやって底上げをしていって、よそまで行かなくても地元の中学で十分——言ってみればですよ、長岡高校の理数科であったり、あるいは新潟高校の理数科でもきちんと受験できるような学力はつくんだというところの、そういう方向性を持った魅力アップ、すなわち学力アップということについてひとつお伺いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 1 教育・文化について

日々の中でその努力はしているつもりでございます。結果的に今回の全国学力調査においても、他と比較した場合、若干数値は低いわけですが、前年度より伸びているという部分も含め、私としてはかなり健闘しているというふうに分けております。

津南中等に流れる部分については、先ほど説明しましたように県の施策ですから残念に思っておりますが、そこについては甘んじて受けながら対応していきたいと思っております。先ほど私のほうで述べた津南中等というか中等の学校の考え方は、同じ校舎に入れるのではなくて併設型ということもあります。今、私のほうで対策をとっているのは、大和中学校と情報高校の連携をしながら、中等教育によさを受け入れながらの連携を、今模索しております。既に頻繁に会議をしております。同じように六日町、六高・八海高校と六日町地域の学校は連携していきたい。なおかつ塩沢には塩沢商工がありますから、そういうふうな高校との連携を密に対応していきたい、魅力をつけていきたいというふうに思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 教育・文化について

その併設型というところで国際情報については、ことしの入試の一次試験で43人という欠員でありました。二次募集では増えましたけれども。ここの部分が市内の中学からの進学者が40、50というふうが増えていくということであればいいと思いますので、この併設型ということ、ただその魅力アップがすぐさま学力アップにつながっていくかという、なかなか難しいものがありますけれども、その教育長の意気込みで取り組んでいっていただきたいと思ひまして、こ



の1番の質問は終わります。

## 2 都市基盤整備について

2つ目の質問でありますけれども、都市基盤整備についてであります。多発する十二沢川の増水と床上・床下浸水対策の緊急対策はあるかということでもあります。この8月3日に1時間に73ミリという猛烈な突発的、局地的豪雨が六日町市街地を襲い、十二沢川が増水をし床上1棟、床下45棟が浸水した。アパートでも床下浸水が4棟、非住宅でも15棟が浸水した。この措置については十二沢川関連ばかりではない、市街地全体ということでもありますけれども、その片付けがやっと終わったばかりの8月22日に、またもや1時間に57ミリという激しい突発的、局地的豪雨が同地を襲い、道路冠水で交通規制までもが行われた。

1時間に15ミリ程度の雨が降ると、十二沢川へ水が集まり増水の危険が出ることから、現在平成28年秋の完成を目指して——この部分はJRの橋から借り入れられますけれども——河川改修が急ピッチで進められております。完成まであと2年ある。度重なる浸水による住民の方たちの疲労は、他地区の住民では度し難い。なかなか想像もできないということです。雨が降るたびに寝ていられないという状況を改善するために、2年間の緊急対策を考えているかを伺うものであります。

### ○市長 2 都市基盤整備について

十二沢川は現況等につきましてはいまほど議員がおっしゃったとおりでありまして、28年完成を待つというところでもありますけれども、この間、ことしも2回ほどありましたし、またこれからもあるかもわかりませんし、来年以降心配されるわけです。そこで、いま被害に遭われた世帯への水道料の減免、それから消毒用石灰の配布は行っております。

それから、先般の水害時に地元の皆さん方から、排水用のポンプくらいは用意してくれということでもありますので、土のう等も当然用意しておきますけれども、とりあえずはこの排水用のポンプを市のほうで供給させていただいて増水時に備えていただく。

それから、地元の皆さんから3.2ヘクタール程度でありますけれども、田んぼのほうにそのとき水を流していいよと。ただ、5センチくらいでありますので、これは計算しますと大体1,600トンの水が一時的には田んぼのほうに行って、調整をしながらまた十二沢川に流れ込む。一気に流れ込まない、これだけでも相当の効果があるものだと思っております、そういう緊急的な対策を施しながら、1日も早い完成を待つという状況であります。

○議長 長 16番・寺口友彦君。

### ○寺口友彦君 2 都市基盤整備について

ここの部分については大分前でしょうか、要するに水が集まってくる状況ということは調査をしていただきたいということを申し上げました。小栗山地区であったり余川地区であったりする部分に雨が降るとした場合と、地域振興局であったり坂戸橋上流というところの雨量計であったりすると、若干違いが出てくる。そうした場合に必ずもう15ミリを越えれば、多分増水をするだろうということはわかっているわけでもあります。そうすると、この集まってくる水の調査というのは、その後どのようになったのかということをお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 2 都市基盤整備について

集水面積・集水経路、これはもう詳細に調べております。いちいちここでは申し上げませんが、そういう中で先ほど触れましたように田んぼの湛水とか、あるいは大型土のうで水の流れを若干別のほうへ向けるとか、そして最終的にはどうしようもなく被害が大幅に予想される場合は、排水ポンプ等を使わせていただくということであります。この集水経路・排水経路は既にきちんと調査済みであります。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 都市基盤整備について

昨年度から小栗山地区で田んぼダム 3.2 町歩、整備をさせていただいたといわけでありませうけれども。この部分について、県でありますよね、県の地域振興局のほうではどのように評価をしているのか。効果があるというのであれば、やはり面積をどんどん増やしていただきたいという、あるいはダム機能を持たせるために畦自体をもっと強固なものにして、5センチではなくもう少しためられると。10センチくらいまで、稲に影響が出ない程度でありますけれども、そこまでできるというようなところまでやっていこうというような、そういう県のほうの田んぼダムに対しての評価、そこは当然来ていると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 都市基盤整備について

田んぼを使っただけの一時的な湛水・貯水につきまして、一般的に畦畔は大体 30 から 35 センチあるのです。大体この雨が降る時期になりますと、稲は穂が出たり、あるいは育ったりしていますから、その畦畔より低い苗があるなどということはほとんど考えられない。そうなりますと、今議員がおっしゃったように、5センチというのは——やはり 15センチくらいあったというこれは十分なわけです。

ただ、所有者の皆さん方が相当やはり心配をされますので、県のほうとしてもこの5センチがぎりぎりということだろうと思っております。また、県のほうがこれについて、どう今後の対策を進めているかというのは、今、私がちょっと存じ上げておりませんので、建設部長のほうで情報がありましたらこの後申し上げますが、なければそのとおりでありますので、また県のほうにも、いわゆる水の深さをもう少し上げられないか、そういうことも含めてまた要請はしてみたいと思っております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 2 都市基盤整備について

県のほうは今現在 3.2 ヘクタールの協力をいただいておりますので、その効果について今後検証し、また地権者の皆様と相談をすることもあろうかということで、今のところはっきりはしておりませんが、検証をまずするというで伺っております。以上です。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

## ○寺口友彦君 2 都市基盤整備について

県のほうも早急に検証をしていただいて、できれば来年度も相当の面積のほうにやっていたきたいという思いがあります。

もう1点は、雨量計の位置等であります。非常に雨が集中的に狭い範囲で降るということがありますから、例えば小栗山・余川地内には専用の雨量計をつけて、それで測るというのもありますけれども、今、アメダスのほうの雲の予想というのは非常に良く、すぐにスマホでも見られます。そういうような情報を的確に判断をして、そして地元住民に対して今回の雨量についてはこれくらいでしょうというのが出るわけですから、もっと細かな限定的なそういう情報を収集して、やはりその住民の方にお知らせをする、無料発信をするというようなところの考えはおありかどうか伺います。

○議 長 市長。

## ○市 長 2 都市基盤整備について

正式な雨量の予想とかこういうものについては、気象庁が発表をしております、我々がインターネットで雲の流れを見た中で何ミリ降るだろうということは、ちょっと予測をしろと言っても無理であります。ただ、雲の動き、それから雨の量の多さといえますか、そういうことは必然的に色でわかっておりますので、当然ですけれども、地域住民の皆さん方には情報としていち早く伝達はしなければならないという思いであります。

県のほうもいろいろの機器を駆使しながらそういう情報収集には努めておりますので、県と連携をして、情報のまた伝達部分も含めてもう一度検証をさせていただきたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

## ○寺口友彦君 2 都市基盤整備について

何しろ雨が降るたびに寝ていられないという部分は、心情としてよくわかります。この雨が一体何ミリ降るんだらうかという部分についても、細かな情報等が出せれば、ある程度は皆さん方の不安といえますかが解消されるものだと思っておりますので、こちらのほうも早急に準備をしていただきたいと思います。

次に……（「休もう」と叫ぶ者あり）3番目……（「3番目行きますか」と叫ぶ者あり）

## 3 環境共生について

はい、環境共生について伺います。マイマイガの大発生を予防するために市を挙げての掃討作戦を考えているかということでもあります。マイマイガと呼ばれる蛾が大量発生をしたと。市内全域で見られましたが、特にナイター照明をつけている施設を中心に、六日町地域から大和地域にかけて通報が多かった。市報8月1日号にチラシが折り込まれましたが、成虫がいなくなると終わりかなというふうに錯覚をしてしまう。産み付けられた卵塊、卵の塊であります、来年の4月から7月に幼虫となり、主に落葉樹の葉を食し7月下旬から8月上旬にかけて成虫となり大量に舞う。幼虫の毛に触れると湿疹ができたり、かゆみのもととなるが、生死にかかわるものとはならないようであります。

1つの卵塊には400から500の卵があるのが普通であります、10年に1度と言われる大量発生時には、200から300個と言われております。これがそのままふ化すれば大量のマイマイガが舞うことになり、7月から8月といえば市外からの合宿も多く、また、暑い昼間を避けて夜にナイターのもとでスポーツを楽しむ市民が多い時期であります。今のうちにこの卵塊を除去し、焼却するべく市民を挙げての掃討作戦を実行すべきと考えますが、いかがでしょうか。

### ○市長 3 環境共生について

マイマイガの発生につきましては、非常に苦慮をしておるところでありまして、その発生等については所信表明でちょっと述べたとおりであります。先月、県の福祉保健部、保健所でしたけれども対応についてお願いをしまいましたが、ちょっと福祉保健部のほうはどう考えているのかここはわからない部分もあり、葉が食害を受けても樹木が枯れることはないことから、森林害虫ではないと、ここはちょっとわかりません。それから人への影響については先ほど議員おっしゃったとおり、健康に大きな影響を与えるものではない、こういうことを理由に県としての対応は難しいと、こういうことであります。引き続き指導・協力をお願いしていかなければならないと思っております。

来年度以降の発生を少しでも抑制するためには当然ですけれども、今、議員からおっしゃっていただいた、この秋以降対策を講じて、市民の皆さんからご協力をいただきながらできる限りのことをしてまいりたい。まずこの秋の対応ですけれども、産み付けられた卵塊の除去、これが一番有効でありますので、市が管理する公共施設につきまして、可能な部分につきましては職員対応、動噴あるいは高圧洗浄機を活用してはぎ取りを行う。高所で危険な箇所につきましては、除去が必要と判断される場合は先般議決をいただきました補正予算によりまして業者委託で高所作業車を使った事業を実施させていただきたい。

東北電力あるいはN T Tが管理する電柱につきましては、管理者で除去していただくことになっております。市が管理する道路の街灯、これについても可能な限り除去をしていかなければならない。それからLEDの照明のところにはほとんど集積しないということも、一応ことしの状況の中で把握しておりますので、街灯のLED化も進めていかなければならない。これは来年以降のことになります。

それぞれ関係行政区長さんに文書を差し上げて、実態調査を行っております。行政区で対応できない場合、できる限り市で対応していかなければならないと思っておりますが、いずれにいたしましても住民の皆さん方のご協力、これが不可欠ということであります。一般的には基本的に、自力あるいは行政区これらの協力で対応をお願いしたいということでありますし、動力噴霧器が必要な場合は、当然ですが、行政区を通じて市から貸し出すということ、10月1日号にこの詳細を掲載して市民の皆さんに周知しております。

毛虫からふ化して、毛虫からさなぎ、そして成虫ということであります。これらをどう発生を少なくできるか。まさに来年の春が大きな勝負になりますので、これらの間にまた対策等も十分研究しながら、何とか市民の皆さん方への害が及ばないように、そして合宿等に影響が出ないように進めていきたいと思っております。以上です。

○議 長 質問の途中ですが、休憩といたします。休憩後の再開は11時25分です。  
〔午前11時09分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
〔午前11時25分〕

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 環境共生について

マイマイガについての部分で、落葉樹の葉っぱを食べるということで県のほうでは心配ないという部分がありましたけれども、ものの本によりますと確かにそうだと。葉っぱは食べるのだけれども、木自体は非常に丈夫であるし、そこからマイマイガ対策といえますかはあるので、木が枯れることはないというのが一般的だというふうに言われています。ですので、その部分は県がおっしゃるとおりだろうと思います。

ただ、姉妹都市であります米沢市、米沢市の対策のほうを、どうかなということちょっと取り寄せてみました。やはり南魚沼市だけにマイマイガが発生するわけではありませんから、県内の他市町村を見てもあると。そうするとマイマイガ自体がどこまで飛ぶかはわかりませんが、やはり近隣と一緒にこうしたほうが良いということの情報等であるならば、当然県にかかわっていただかないとうまくいかないだろうという部分がありますので、こういう部分についての市長のお考えを。

○議 長 市長。

○市 長 3 環境共生について

この件につきましては、私はマイマイガが大発生したというときにも職員にも申し上げたのですけれども、私が六日町役場の職員時代、昭和46年か47年だと思うのですけれども、やはりマイマイガが大発生いたしました。そのとき私は農林課におりまして、やはり山の葉っぱに相当つく。そのときはいわゆる森林被害か否かは別にいたしまして、これを7月の六日町まつりまでにある程度駆除しなければ大変なことになるということで、特に坂戸山中心でありましたが、町内ほとんど全域の山の裾野に朝の4時から5時ごろ行きまして、発煙筒みたいな煙で駆除するそういう薬剤をたいて、あとは朝の上昇気流で全部山のほうへ上っていきますので、そういう駆除をやった覚えがあります。

当然そのときは県も一緒になってやったものですから、何かあるわけだということはずっと言っているのですけれども、県の皆さんはそういう引き継ぎが全然なされていないかどうかわかりませんが、ここにあるように県としては関知しないと、こういうことです。これはちょっとやはりおかしいという思いで、また来年に向けて、県の特に農林振興部のほうになりますか、これらも含めて対応を進めさせていただきたいと思っております。

これは食べて木が死ぬことはない、それはそうかもわかりませんが、その次の蛾の大発生、これが一番の目的であります。ただ、いわゆる駆除するときたく薬剤が、他の生物に大きな影響を与える恐れがあるとかということも当然あるわけありますので、その辺も含めながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 環境共生について

そのとおりだと思っております。この卵塊、卵の塊でありますけれども、来年度4月から7月で毛虫になると。毛虫での駆除も当然可能なわけですけれども、1か所に200から300というわけですから、卵の塊の時期にとにかくやっつけてしまおうと。来年の雪どけがどうなるかわからないということがありますので、4月から7月での対策よりも、とにかく徹底的にやれるものは雪降り前に何とか終わらせようというような意気込みだと思えます。そこら辺は雪降り前に考えられるところは全部除去したいというお考えなのかどうか、ちょっと伺います。

○議 長 市長。

○市 長 3 環境共生について

先ほど申し上げましたように、市で管理をしております施設等については、極力、補正予算でも予算いただきましたので、高所作業車等も使ってやらせていただきます。ただ、市内全域の各行政区あるいは個人の部分のところまで市が全部ということは、なかなか対応ができませんので、行政区の区長さんを通じて、市民の皆さん方からもご協力をいただきたいということでもあります。

成虫になりますとほとんど薬が効かないということもありますので、やはり幼虫のうちですね、毛虫のうちに、出た場合は退治をするということですし、今、議員おっしゃったようにこの卵をとにかく取ると、これが一番効果があるわけですので、全力を挙げて市民の皆さんにもご協力をいただきながら、取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 環境共生について

マイマイガ自体についても、なかなかどんなものかわからない部分もありまして、広報で出されたときにも大体そんなものかなとわかりました。ですので、市民の皆さんにも例えばどういう器具でいいのかとか。取った後は、では例えば買い物用のビニールの袋がありますよね、そういう中に詰めていただいても回収をしてやりますよと、ゴミ袋でなくてもいいですよというような細かなところの配慮があれば、多分雪降り前に相当の部分が除去できるのではないかなというふうに思っております。

ナイターのときに一度市長もその現場を見られると、大変でしたね。何事が起こったかと思いましたし。大原運動公園でいけば、2日ほどナイター営業はできないという状況で、明かりも消したというような状況もありました。本当に産み付けられた卵で、電柱は色を塗ったかと思うくらいに変わっていました。これは大変な事態だなというところもありましたので、市でやる部分のほかに、やはり市民の皆さんからご協力いただくためには、できるだけ簡単に、費用のほうもかからないというところをお願いをさせていただきたいと思えます。

もう1点はこういう10年に1度というような大量発生がありますけれども、非常に環境について変化が激しいという部分ありますが、こういう情報については一体どこが持っているのかちょっとわかりません。わかりませんが、少なくとも県のほうであれば何年周期という

ような情報を多分お持ちだというふうに思っております。そうすると、今回の通告にはありませんけれども、クマが多分山の木の実が少ないから里へ下りるだろうというような部分もありましたけれども、クマの情報も散見されるわけでありましたが、こういうような情報は多分県がお持ちだろうと思います。こういうような情報をいち早く収集をして、予防に努めるということも市の務めかと思っておりますけれども、この辺についての市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 3 環境共生について

まさにそのとおりでありまして、我々がなかなかそういう情報を単独でつかむということが難しいわけでありまして、県や国のそういう情報網をきちんと把握をしながらやっていかなければならないと思っております。

クマももう今は既に、非常に去年がナラの実ですが豊富であって、クマの子どもがいっぱい生まれて個体数が大きく増えているという状況は報告をされております。そして、ことしはやはり山林の中の木の実が少ないと、こういう情報も報告されておまして、クマも今特に西山一帯に相当出没をしておりますので、十分注意を呼びかけてまいりたい。

マイマイガにつきましても、これはクマみたいに事前に、去年個体数が増えたからことしは多く出るよとか、確かそういうことがほとんどつかめないと思っております。発生して、ことしはひどいと、大体10年周期だというようなことです。私が66年生きた経験ですと、前に来たときは44年の大水害がありまして、山が相当やられたわけです。それから二、三年後でした。ことしも平成23年の新潟・福島豪雨後から2年から3年、こういうことにも何か因果関係があるのかなと思っておりますが、これはもうとても科学的に根拠がありませんので生きた経験の中で申し上げるわけでありまして、情報は常にきちんと把握しながら対応を立ててまいりたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 環境共生について

3年前の大水害に関連してでありますけれども、本来、里といいますか田んぼにはないような植物等もやはり相当種が流れてきて、いまだに根付いているという部分もありました。こういうような情報等も、多分県や国のほうはお持ちだと思いますので、情報収集に努めていただきまして予防のほうを頑張ってくださいと思います。これで3番目の質問は終わります。

4 保健・医療・福祉について

次に4番目の医療・福祉についてであります。来年度より要支援1・2が介護保険から除外されることへの対応をどう考えているか。この除外という部分でありますけれども、先ほど1番目の質問議員が言ったとおりであります。介護保険からこの部分が、対象から外されるということについての対応ということであります。

平成19年3月より南魚沼市健康増進計画、いきいき市民健康づくり計画が進行中であります。平成27年はその最終年度に当たり、新計画づくりの資料として市民アンケートが行われております。9つの領域で目標が設定され、その達成度と健康状態を照合して新計画が策定されるも

のと考えます。この中に介護予防の項目があり、介護認定を受けなくてもよい身体をつくろうと健康体操教室が展開されております。

平成 25 年度介護保険決算によりますと、平成 26 年 3 月末現在での介護認定者で、要支援 1 は昨年より 49 人増えて 248 人、要支援 2 は 32 人増えて 375 人であります。保険給付の中では訪問介護リハビリの計画に対する実績は 114.8%でありました。通所リハビリは計画に対して 76.7%と前年より 9.3 ポイント減であります、3,802 人が利用をしていました。また、地域包括支援センターのサービス計画作成実績が、要支援 1 は 1,424 件、要支援 2 は 2,880 件と報告をされております。

平成 26 年度改定の新市まちづくり計画では、在宅介護支援ネットワーク事業、すなわち在宅介護の充実と地域情報通信基盤整備事業、すなわち市内情報ネットワーク化とその活用、そしてメディカルタウン構想、すなわち総合保健医療福祉体制の構築、すなわち総合福祉センターの整備がうたわれております。多様な在宅サービスのメニューづくりで、在宅支援体制と相談窓口の整備が掲げられ、いつでもどこでも携帯端末を利用して情報収集をし、情報検索を行い、行政への意見反映ができるようにするとなっております。来年度より要支援 1、要支援 2 は、介護保険からは除外をされるわけではありますが、新市まちづくりにある体制づくりに合わせた対応はどのようになるのかを伺うものであります。

○議 長 市長。

#### ○市 長 4 保健・医療・福祉について

この問題につきましては、先ほど岡村議員にも回答を申し上げましたが、今回の改正でこの要支援 1・2 の訪問介護と通所介護が保険適用から外れるということでありまして、新たに地域支援事業枠の中に新総合事業を新設するということでもあります。その給付の代替をすることでありまして、市町村がこういう事業の内容を組み立てるということでもあります。

市といたしましても、通所サービス、これは平成 27 年から六日町地域で試験的に実施をして、翌年度以降は大和・塩沢地域と拡大して 30 年度から全域移行を予定しております。訪問サービスは平成 27 年から検討させていただいて、平成 30 年度に移行を完了する計画を、第 6 期の高齢者福祉計画、あるいは介護保険事業計画で検討しているところであります。

また、新市まちづくりにあります在宅介護支援ネットワーク事業、これは地域包括ケアシステムの医療と介護の提供によりまして、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営むことができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるシステムづくりを、今、進めているところであります。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

#### ○寺口友彦君 4 保健・医療・福祉について

同僚議員のほうからも第 6 期の概要といたしますか、それは聞かされております。平成 25 年の決算の中で地域包括的支援事業でありますけれども、市の負担分として決算額で 2,226 万 1,025 円という数字が出ております。これが介護保険の対象からこういうサービスが外された場合に、国からの支援がない、介護保険からの支援もない、市が単独でこの事業の負担を全部背負うの



だということになっていくと、総額でいけば多分1億円以上の支出が必要となってくるわけ  
あります。そうした場合、今までやっていたサービスは、市の負担になるからやめますという  
わけにはいかないわけでありますので、この部分を引き続いてやると。そういう意味で通所に  
ついては平成27年から六日町で試験的にやると、訪問については平成27年から検討を重ねて  
いくという方向になっていくのだらうと思っています。そうしますと、今まで介護保険サー  
ビスで受けていたサービスそのもの自体の提供はやめるわけではない。ただ、その負担につ  
いて市が全額負担という部分が出てくるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 4 保健・医療・福祉について

今、全国市長会でも県の市長会でもこの問題につきまして、いわゆる1・2の部分を市町村  
が財政的に負担をすると、それは絶対できないと——できないといいますかそれはだめだと。  
国で何らかの財政処置をしていただかなければ、これはとても市町村でばらつきが出すぎて、  
大変なことになるということ、今、国のほうに訴えているところであります。

これを全部単独でしろと言われますと、今、議員がおっしゃったように、我が市がすぐにこ  
のシステムが財政的に困難で崩壊するという部分ではありません。介護保険だってこの後また  
増えてくるわけですがけれども、介護保険会計の中にも一応基金等も若干ありますので、それら  
を使ってということはできますけれども、とても恒久的にこれをやっていける状況ではありま  
せん。抜本的にこういう制度が見直されたその際は、どういう形で国がこのことをきちんと支  
援するか、これがはっきり示されなければ、とても我々が引き受けられる状態にはないとい  
うことを、今、訴えているところであります。

今、議員がおっしゃったように、単純に言えば、今までは介護保険でやっていたものをそこ  
から外しますよと。では、その費用はどうするのだと。当然保険がきかないわけですから、個  
人が負担するか自治体で負担するかということになりますので、こういう短絡的な考え方  
ですぐにものごとを進めるということにはなっていないと思っております。全国市長会ある  
いは県の市長会と歩調を合わせながら、きちんとした対応を国のほうに要望していくとい  
うことであります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 保健・医療・福祉について

この新市まちづくり計画の中でのメディカルタウン構想の中、総合保健福祉センターの整備  
とうたってあります。この中に地域包括支援事業、当然それを実行するといいますかそういう  
組織が入っていくのだらうというふうに思っていますけれども、今の和・六日町・塩沢と各  
3か所ですがけれども地域包括支援センターがございしますが、この部分が統合された中で総合保  
健福祉センターの中にその部分が組織としては一つとしてまとまるという方向をお持ちなの  
かどうかというのをちょっとお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 4 保健・医療・福祉について

総合福祉センターにつきまして今現在の考え方では、新しい市立病院のところに併設をしたかどうか、こういうご提案を医療関係の皆さん方から受けているところでもあります。今の大和の健友館も代替的には相当使用していかなければならないと思っておりますけれども、包括ケアシステムの部分がやはりここに機能としては統合していくわけでありまして。地域的にはそれがなくて済むかということについては、まだはっきりとした自信が私もございませんので、今検討中ということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 保健・医療・福祉について

社会福祉協議会のほうでも、要支援1・2に対する今までのサービスの提供の仕方も考えるということで、生活介護サポーターという部分についてもNPO化を考えているというような情報もあります。そうすると、この新しくできるであろう総合保健福祉センターの中に統合した中でも、実際にそういう部分をやるということになると3か所に設置せざるを得ない。そうすると、地域包括支援事業そのものを、例えば民間の中でも社会福祉協議会のほうに委託をしていくという方向が出てくるのではないかなと思っております。そういうようなお考えはちらっとあるかどうか。

○議 長 市長。

○市 長 4 保健・医療・福祉について

1つの選択肢ではあるかと思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 保健・医療・福祉について

小規模多機能型という施設が第5期計画の中で整備をされました。そうすると在宅介護という部分でのある程度競争といいますか、要はお客の奪い合いという部分も若干見えてきている部分もあります。そうすると、ある程度、規制というのはなかなかできないとしても、ではどこがその中心になっているのかということになれば、市が中心にならざるを得ない。その中で民間委託も1つの案であろうというお考えでありましようけれども、実は北海道の伊達市を社会厚生委員会で見てまいりました。

伊達市では、この地域包括支援事業自体ができた包括支援センターをつくるというときから、既に社会福祉協議会のほうに事業を委託して一体的にやっていただいているという姿を見てまいりました。そういうような効率的な方法が、先進地では既にとられていたのだなということを目の当たりにしてきたわけなのであります。

だからといって社会福祉協議会に全部委託をしろと言うわけではありませんけれども、やはり地域に根差した介護ということであれば、地域包括支援センターの存在は非常に大きいわけでありまして。この機能を十分に発揮させるために何が必要かと、そういうところをお考えいただいてこの部分での組織づくりといいますか、それをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 4 保健・医療・福祉について

社協につきましては、私たちは純粋な民間とは考えておりませんので、そういう意味も含みまして非常に連携しやすい部分だと思っております。今、議員がおっしゃったことも十分参考にしながら、これから早めにきちんとした計画を立ててまいりたいと思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 保健・医療・福祉について

介護の問題については、団塊の世代は 2025 年に相当マックスを迎えるだろうという心配をしている部分でありますけれども、国の支援もない、介護保険の支援もない、その中で市が単独で事業をやっていくということになると、在宅介護に向かうというのは全国的な流れでありますし、国の方針でもあります。この方針の中で一番最初の質問議員が言ったように、介護難民というのは出してはならない。そういう考えは全く市にはありませんけれども、結果的にそうなるのはならないという部分でありますので、この部分については、いかに機能的な組織づくりをするかということが市町村の競争になってくるのかなと思っております。競争ということは、南魚沼市の介護支援体制は素晴らしいということで市へ人が来る可能性もある。これについては同僚議員がまたいろいろと質問をしますので踏み込みませんが、もうそういう意気込みを持って、この第 6 期計画も含めてでありますけれども、総合保健福祉センターの体制づくりをやっていただきたいということで、質問を終わります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は 1 時 10 分といたします。

[午前 12 時 48 分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後 1 時 10 分]

○議 長 質問順位 3 番、議席番号 14 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 傍聴者の方は大変ご苦労さまでございます。議長から発言の許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。今回の一般質問につきましては 2 点ほど上げてあります。

1 ふるさと納税制度に戦略的な取組を

1 番目のふるさと納税制度による戦略的な取り組みをとというようなことで市長の考え方を伺うものであります。このことにつきましては 2008 年に始まったふるさと納税、ふるさとや支援したい自治体に寄附をすると 2,000 円を超える部分が所得税、個人住民税の控除対象となる優遇制度であります。制度の本来の趣旨は、都市と地方との不均衡の是正でありまして、自治体の多くは人口減少や高齢化等々で税収が減少しつつある中、制度を通じて財政の強化を図ろうというようなことが、当初の狙いでありました。

総務省の発表によりますと、ふるさと納税制度の 2013 年度の利用者は、10 万 6,446 人、4 年前の 3 万 3,149 人の約 3 倍強となっております。県内でも 13 年度の件数は 6,442 件、前年比で 3.9 倍、総額では 2 億 3,452 万円、約 1.4 倍と過去最高となったというようなことが報道で出ておりました。

政府のほうは地方重視というようなこともありまして、このことを強調することを念頭に来

年度からは制度を拡充して、控除額の引き上げや手続を簡素化するというような意向を示しております。また、内閣府がことし6月に実施をしました世論調査があるわけですが、都市部で暮らす約3割が農村・漁村に定住をしたいというような結果が出ておるようです。これを利用して財政の強化を図ることはもちろんのこと、支援してくれる応援団を増やし、Uターン・Iターンにもつながる可能性もあると思います。そのためには将来のビジョン、それから施策を明確に打ち出すことが求められ、制度を地域再生の足掛かりにも期待できるというようなことでございます。

先日、南魚沼特産品協会が、ふるさと納税者に地域特産品をお礼にというふうな要望をされました。市長はお礼が目的化することには懸念を示しながらも、横断的に協議し判断をしたいと、特産品の売り上げ増には協力をしていくというようなことを答えておりました。我が市では全国トップブランドの農産品・地酒・スキー観光等々があり、これを生かすべきではと思います。県内市町村でもお礼の品を充実し、急増した自治体もあります。全国的にこのお礼を地域活性化のツールと位置づけて、戦略的に取り組む自治体が増えていることも事実でございます。新聞等々でかなり報道されましたので、そういったことでございます。

お礼合戦の過熱が懸念されるということも当然あるわけですが、これによって差別化を図り、品物だけでなく、例えば田舎体験ファミリーチケット、それからじょんのび温泉宿泊券等と交流人口の増にも期待できるのではなかろうか。あわせて使い道に共感できるのでぜひ応援をしたいと、本来の寄附のあり方にも応えられるメニューを考えていかなければなりません。地域経済の活性化、地場産業の発展にも大いに期待できることから次期取り組みを見直して、内容の充実を図るべきではと考えますが、市長の考え方を伺うものでございます。壇上からは以上でございます。

○議 長 黒滝松男君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 傍聴の皆さん大変ご苦労さまです。大勢おいでいただきましてありがとうございます。

### 1 ふるさと納税制度に戦略的な取組を

黒滝議員の質問にお答え申し上げます。ふるさと納税の拡充ということでもあります。報道にもそれぞれございますけれども、人口減少対策、あるいは地方活性化の一環としてのふるさと納税ということで始まったわけでありまして、そして、この税控除の拡充、あるいは手続の簡素化を進めようということも表明をされております。こういうことによりまして、ふるさと納税の利用者がお礼抜きでも増加するというのは、予想されるところであります。そういう状況の中で市といたしましても、南魚沼市ふるさと納税が増えていただくように、この制度のPRに一層力を入れていかなければならないと思っております。こういう中で今議員からおっしゃっていただいた、市の魅力をPRするという事の中からUターン・Iターンにつながる可能性があるという点でも、PR活動は積極的に行ってまいりたいと思っております。いただいた寄附金によりまして地域活性化につながる施策を実施していくと、そしてふるさとを大切に思ってください方々にそのお答えをすると、これがまさに制度の一番の趣旨だろうと思っております。

す。

ただ、そのお礼でございますが、特産品の贈呈ということでもあります。今、現状の中で調査によりますと、総務省の調査であります、ふるさと納税額が増加している団体の増加理由を尋ねたところ、PRを強化したという回答が最も多くて、特産品を贈ることにしたという回答を上回っているという数値もございます。今このお礼合戦はやや過熱気味だということは、先般おいでいただいた方にもお話をさせていただきました。そして、豪華な品物を用意しなければ寄附が集まらないという部分も、今かいま見えているところであります。

ご承知でしょうけれども週刊誌等では、ふるさと納税のお礼の品物の部分を全部インターネット化しまして、どこに納税すればどういう品物がもらえるというような一覧のサイトを運営している会社も現れたということでありまして、私はそういう部分は非常に懸念をしているところであります。制度の趣旨を大きく逸脱している。そして、本来都市から地方ということでもあります。しかし今、地方から地方、これが相当出てきているところであります。現に我が市であってもそれを見比べたということは私はわかりませんが、他の全く関係ないと思われるような自治体に寄附をしている方もいらっしゃるわけです。そういうことを考えますと、さあ、ただそのお礼の品物だけを用意すればそれでいいのかと言われてますと、非常にそこがではすぐにやりましょうというところに結びつかない、そういう部分がございます。

実は2018年にスペシャルオリンピックスが開会されますが、これは開催する県、あるいは市がこのためのふるさと納税を募ることが今までも慣例であったようであります。先般申し入れを受けましたので、そのことについては使い道の中に新たな項目も設けて対応しようかと思っております。そういう部分も含めて、議員から先ほどおっしゃっていただきました全庁的に、とにかくこの制度がもう少し変わるわけですので、それらを見極めたり、あるいは市としてどういう対応をとれば一番いいのか、このことは担当ということばかりではなくて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議 長 14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 1 ふるさと納税制度に戦略的な取組を

ちょっと再質問をさせていただきますが、このことによってお礼合戦はもちろん過熱状況ですので懸念があるわけですが、先ほど話をした、主に都会の方ですけれども、応援をしてくれるそういった方を増やすことによって、Uターン・Iターンにもつながるというふうなことが可能性としては非常にあると思います。今、プロジェクトチームを立ち上げて人口減少問題をいろいろな形で議論をしているところでございますけれども、ぜひ、このことも1つのツールとして人口減少にも結びつけるという観点でやっていただきたい。この点についてもう一度お考えをお聞きするものでございます。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと納税制度に戦略的な取組を

お礼合戦そのものについては、今ほど懸念を申し上げたとおりでありますし、こういうことも書いてあるのです。夫婦と子ども2人で給与収入1,000万円、この場合控除される寄附金額

の上限は8万5,000円、1万円の納税でお米20キロを贈る自治体に3万円を寄附、そうしますとこれは60キロですね。残りを別の自治体に寄附して肉や魚や野菜を受け取れば、8万3,000円が控除された上、食材費はただになる。こういうところまで実際出ているのですね。こういうふうに興味がゆがめられますと非常にこれはやはりよくない。そこが私の一番懸念するところでもありますので、先ほど申し上げましたようにまた制度的にどう変わるのか。総務省のほうもお礼合戦の過熱ということについてはやはり懸念を表明しておりますし、趣旨に添わないということです。

その辺も含めて、もちろん特産品の販売増とかそういうことについては、当然あらゆる手段も使いながら支援・協力をしていかなければならないと思っておりますが、ふるさと納税のお礼として何かを差し上げるということについては、先ほど申し上げましたようにもう少し検討させていただかないとまずいなという思いがあります。今すぐ返答は出ませんがご理解をいただきたいと思っております。（「Uターン・Iターンのことについて」と叫ぶ者あり）

Uターン・Iターンについても、当然ふるさと納税をすることによって私はつながってくると思っております。そのお礼の品物が例えばよかったからUターンしよう、Iターンしようということには、なかなかつながるものではないかなという気はしておりますけれども、これはまだ実際そういうことをやっております自治体の情勢も調査をしながら、また検討してまいりたいと思っております。

○議 長 14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 1 ふるさと納税制度に戦略的な取組を

Uターン・Iターンにもつながるといふようなことを先ほど述べましたけれども、今、若者中心だと思いますが、人口減少に関するいろいろな議論してもらっていると思っておりますけれども、その1つのツールとしてこういったことも、お礼のことはちょっと置いておいて、こういったことも考えられると、ぜひ議論の中に入れて、今後人口減少問題にもこれにつながるといふようなことを念頭にやっていただければと、このことはそれで結構です。

お礼合戦は、確かにどこの新聞等々を見ても、仮に1万円で8,000円のお礼だとかというようにも出ておるわけですが、そういったこともちょっとやはり意に沿わないところもあるわけです。新聞にも出ておったことをちょっと見ますと、例えば里山の保全だとか、今、市長が話したスペシャルオリンピックだとか、用途をある程度明確にして差別化といいますか、ただお礼をというようにただけではなくて。今一番、やはり市民ではなくて、ほかの都会に住む方はいろいろなことが想定されると思っておりますけれども、南魚沼市の取り組みに、これはやはり「応援をしたいな」といふようなことを取り入れてやっていかないと、ただお礼の品物を豪華にするというように本末転倒だと私も思います。

ぜひ、アイデアを生かしながら、優秀な職員がいっぱいいるわけですので、先ほど話した田舎体験が1週間分できるんだとか、温泉につかって健康を取り戻すんだとか、いろいろなことが考えられると思っております。ほかにないようなことをその中に入れて注目を集めて、それによって本当にやはり応援をしたい、またここに来てみたいと、そういったことを入れていかな

いと、ただお礼合戦になってしまうというようなことは当然そうだと思います。ぜひ、優秀な職員の知恵を働かせていただいて、そういったことも差別化というようなことを入れてやっていけばと。

そして、PR活動が一番だというようなこともありましたけれども、うちのホームページでもあるわけですが、もう少しやはりそこについても拡充をしながら、都会の方が、おお、やはり応援したいなと思うような内容にしてやっていただきたいと思うわけです。もう1回その辺のことを聞いて1番目を終わりにしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 1 ふるさと納税制度に戦略的な取組を

今、議員のおっしゃることはまさにそのとおりでありまして、先ほど触れましたふるさと納税が増加しているという市町村は、大体228、増加傾向であります。そのうちPRを強化したから増えたというのが115団体で50%、特産品を贈ることにしたというのが65団体で29%、約倍近い皆さん方が本当のふるさと納税という部分をご理解いただいているということでありませう。

議員がおっしゃったように、内容をもっと充実させて、そして本当にふるさとを思っただく方からご寄附をいただくという制度でありますので、もっともっと強化していかなければならないと思っております。議員もご承知かと思っておりますけれども、私たちも東京にご在住の大和・六日町・塩沢、この皆さん方の総会とかにも相当お願いはしたり、制度をPRしたりしてきたのですが、なかなかそれだから増えたということはなかったわけでありませう。そうなりますと内容的にもう少し充実をさせなければいけないのかと、今、議員がおっしゃったとおりだと思っております。もろもろのメニューを考えながら、この部分については当然そうしていかなければならないと思っておりますので、またご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 1 ふるさと納税制度に戦略的な取組を

今回の一般寄附の中にも、東京在住の六日町会の方の寄附もあったようでございますけれども、ぜひそういった方にもより一層PRをしていただきたい。一番やはり身近に感じているのは首都圏六日町会・塩沢・大和会だと思いますので、PRをきちんとやっていただきたいというふうに思っております。1番目については終わります。

2 台風11号による水稻被害対策について

2番目のほうに移ります。きょうも朝、家から出てここまで車で来たわけですが、両側が田んぼで、実りの秋を迎えてこうべを垂れているのですが、白穂が目立つというふうなことで、本当に胸が締めつけられるような思いで朝ここに来ました。本当に農家の方は大変だと思いますので、そういったことを踏まえて質問をさせていただきます。

全国的には生育が順調で米の豊作が予想されておりました、この台風11号の前の発表ですが、2014年産のコシヒカリの仮渡金が発表されました。魚沼産につきましては、平成13年当初と比べて2,500円ダウン、1万4,200円で2年連続の大幅な減額となったところでございます。産

地別4区分になった1995年産以降最も低い額となりまして、農家からブランドをこれでは守れないというふうな悲痛の声が上がっているところでございます。

仮渡金の減額だけで耕作面積2ヘクタール——これは平均値ですけれども、2ヘクタールの平均的な農家でありまして30万円から40万円くらい減収になるというような試算も出ておりました。加えて生産調整補助金も今年度から10アール1万5,000円から7,500円と半分に減額されるわけでございます。この上に台風11号による白穂と変色モミの被害が発生をいたしました。減収それから品質低下が広がりました。さらなる農家所得への影響が懸念をされるわけでございます。被害は魚野川東部を中心に白穂被害が約450ヘクタール、作付面積の9.1%だそうでございます。変色モミを加えますと約620ヘクタール、12.6%と本当に甚大なる被害が発生をしております。

J A魚沼みなみでは仮渡金の800円を加算決定したようでありますし、農家所得への支援を図ってもらってはいるのですけれども、市として関係機関と連携をしながら運転資金の利子補填等々、いろいろな支援が必要だと思っております。このことについて市長の考え方をお伺いするのであります。

○議 長 市長。

○市 長 2 台風11号による水稻被害対策について

台風11号によります白穂化を含めた被害でありまして、今、議員がおっしゃっていただいたように650ヘクタールを超えるという大変な被害であります。仮渡金の件も今おっしゃったとおりでありまして、J A魚沼みなみは、一応800円ですので1万5,000円にするということですが、J Aしおざわのほうは、ただいま検討中ということでありまして、まだ決定はしていません。

そういう中で、一応本日が出穂後30日ということでありまして、被害程度の抽出調査を地域振興局の普及センターと農協で行うということで、今、実質的な調査に入ったところであります。

被害によります減収・品質低下からの生産所得の影響、これは本当に心配されるところであります。市の認定農業者会からも品質確保に対する支援を一応要請されているというところでもあります。基本的にはこの災害被害に対する所得の減少は共済制度ということではありますが、2割足切りでありますので、非常にこれもそう多くはないとは言いませんけれども、大きな何対策になる部分ではないなというような気はしております。

この品質の確保と等級の格落ちの対策につきましては、色彩選別機による品質の確保が一番いいということでもありますけれども、その作業手数料、1俵60キロ当たり1,000円だそうではありますが、これに対する支援の要望もありまして、産地米の品質確保の支援でその経費の一部を支援すると、これも1つの方法だろうと思っております。被害の実質的な状況を確認した上で、検討していかなければならないと思っております。

それから近代化資金のうちのいわゆる8号資金でありますけれども、長期運転資金、この融資に伴う利子の助成についても、今、県と協議を進めているところでありまして、近々結論が



出ようかと思っております。

そういうことも含めて、できる限りの支援をしながら、また品質の低下を招くことになってはならないわけであります。こういうことも含めて、市がことしから南魚沼産コシを大々的に売り込もうと予算措置までした年でありますので、それらのことも含めて、この農家所得の低減をどうカバーできるか、これをきちんとまた考えていかなければならないと思っております。そう遠くない時期には、きちんとしたでき得る支援策も発表させていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 14 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 2 台風 11 号による水稻被害対策について

ありがとうございます……と言ってはいけないですね。色彩選別機のこと、ちよつときのう農協の常勤の方とお会いする機会がありまして、今、話がありました 1,000 円というふうに聞いております。1,080 円になるわけですが、これの補助をとというようなことを農協でも考えているという話もありました。ぜひ、これらにつきまして農協それから県のほうとも協議をしながら、少しでも所得ダウンの補填にというふうなことを考えて、市としてできることをやはりやっていただければというふうに思います。

本当にこれが全地域となると大変なわけですが、一部の地域というふうなことになるわけですが、先ほど話をしたかなり甚大な被害と面積ということになっておるわけです。ぜひ、関係機関ときちんと早めに調整をしていただいて、間もなく刈り取りが始まろうという時期にきているわけです。せつかく実りの秋を迎えてということで農家の方も、もちろん忙しいわけですが、1 年で一番楽しみにしている時期というふうなことなるわけですので、農家の方がまた来年に向けてきちんと意欲を持ちながらできるように、ぜひ関係機関と連携をしながら拡充に努めていただきたいというふうなことを申し添えて質問を終わります。

○議 長 議席番号 17 番・中沢俊一君から議場での資料配付願がありましたので、これを許可し、お手元に配付しましたので、報告いたします。

○議 長 質問順位 4 番、議席番号 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 12 点通告をしておきましたので、檀上より一般質問させていただきます。

### 1 白穂・着色粒被害を支援し、「トップ銘柄米産地」の信頼を死守せよ

1 点目はただいま 14 番議員から質問がありましたが、今回の台風 11 号、フェーン現象によります白穂・着色粒被害を支援し、「トップ銘柄米産地」の信頼を死守せよと、こういうことであります。私もこのフェーン現象の被害から 2 日ほどたって、塩沢のほうは見ませんでしたけれども、五十沢から城内、大和の魚野川東側一帯を見てまいりました。まさに目を覆わんばかりの状態でした。

今ほど答弁にもありましたけれども、最終的にはこの南魚沼市内は 13%を超える被害が生じております。このことについてまずもって 4 点ほど具体的な支援例をここにあげてきました。ただいまの市長からの 14 番議員に対する答弁にもありましたが、この辺をある程度掘り下げた中での答弁を期待するものであります。

1番としてあげておきましたが、着色粒の色選機使用料へ助成であります。ただ、全部の圃場に対してこれを行うということでは私はないと思っております、この9月8日の最終的な振興局あるいは農協さんとの調査の中、認定の対象となる圃場に対しての色選機の使用料助成を、農協さんとタイアップする中で考えられてはいただけないかということであります。何と云っても2年前の1等米比率40%台という非常に悪い時期があったわけでありまして、また数年を待たずしてこういうことで南魚沼コシヒカリの品質低下ということが大きく話題になりますと、産地としての優位性がやはり著しく印象として損なわれるわけでありまして、これをどうしても死守していただきたい、これがまず1点であります。

2点目ではありますが、それではこの調整の段階で着色粒が目立つと。ただ、そうは言ってもこれはまたさらに色選機にかけるまでの中間貯蔵施設というのが、なかなか農家はそうは余裕がないわけでありまして。できれば市内を探しましてある程度のスペースを指定しながら、そこに一旦貯蔵し色選機を運び込みながら、ここで期間をおいて農繁期をある程度クリアした中で色選の作業ができるような形をとっていただけないかと、こういうことでもあります。

3番目が被害を受けた自治体が県内にもまだまだあるわけでありまして。中越・下越、この越後山脈沿いのいわゆる熱風が吹き下ろした地域にあるわけでありまして、こうした自治体と連携をしながら、これは県のほうになりますけれども、今ほどありましたがその制度資金の利子補給——なかなか県としましても1つや2つの自治体が申し出たところで、県全体としての予算措置はできないわけでありまして。こういう自治体とよく連携をとりながら、県からの支援を是が非でも要請をしていただきたい、こう思っております。

さて、4番目にあげてきましたが、どうしてもこの色選機に一旦貯蔵した上でかける、こういう手順をとりますと出荷が遅れます。仮渡金の支払いが遅れるわけでありまして。ダブルパンチ、トリプルパンチで農家にとってみると資金繰りが苦しくなる。これはJAさんをお願いしなければならないわけでありまして、仮渡しの仮渡し、ある意味一般の仮渡金よりもレベルは下がるかもしれませんが、安全率を見込んだ中での「仮渡金」の要請も、市としてJAさんと相談してほしいと思っております。

1年目に入ります。8月25日、大手の政治経済調査機関、三菱総合研究……

○議 長 中沢君、1問目で、複合目のときにやります。登壇してはここで終わりです。

○中沢俊一君 はい、認識が違っておりました。2項目以降は議席にて質問いたします。

○議 長 中沢俊一君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 白穂・着色粒被害を支援し、「トップ銘柄米産地」の信頼を死守せよ

中沢議員の質問にお答え申し上げます。これは農業関連、今ほど黒滝議員に申し上げたところではありますが、具体的な部分がございますのでそれらについてお答えをさせていただきます。もちろん平成24年度ですかの品質低下、こういうことを招かないブランド米産地としてのやはりそういう努力は当然必要でありますので、そのことについては異論のあるところではございません。

色選機使用の助成については今ほど触れましたように、JA以外の会員が所有する色選別機

の作業受け入れの協力体制について、先ほど触れました申し入れも行っているところでありますので、きょうの結果等を見た上できちんと検討してまいりたいと思っております。

中間貯蔵施設を確保せよということであります。色選機を使用するという場合になりますと、議員おっしゃったように当然このことが必要でありますので、これについては関係機関の協力を仰ぎながら、そういうことになった場合はこれをきちんと確保していかなければならないと思っておりますので、またよろしくお願い申し上げます。

金利軽減であります、これは先ほども触れました、県がこれを実施しなければなかなか我々が単独でということは無理でありますので、県のほうにもきちんとしたお願いをしておりますし、幸い我が県の知事はこういうことについては、災害も含めて非常に理解のあるところであります。なお、台風 11 号のこういう災害は別にいたしまして、全てこの台風 11 号の被害は激甚災害指定ということで、先般閣議の中では決まったようであります。こういうことまで含めて激甚災害分にしていただければいいのですけれども、そこはいわゆる災害、物が壊れたという部分ではありませんのでそれは無理かと思えますけれども、そういう意向も受けて県のほうも十分検討していただけるものだと思っております。

それから出荷遅れに対する仮渡金ですが、これは順序から言いますと、市が J A に要望するというのではなくて、やはり生産者の皆さん方がそのことを真に J A に要望するという形をとらないと、我々がそこですぐ前面に出て仮渡金を生産者の皆さんに支払ってくれということについては、ちょっと僭越ではないか。と申しますのは、J A に出荷している方ばかりではないわけでありますので、この辺も含めて J A に出荷されている皆さん方がまずはそういうことが絶対必要だという声を上げていただくということだと思っております。もちろん、そういうことがあれば、市としても全面的に J A さんにもまた申し入れをしたり、お願いをしたりということをやっつけていかなければならないと思っております。

契約は基本的には J A と J A に出荷する皆さん方の間の契約でありますので、ここに契約外の我々が最初に立ち入るといことはちょっとやはり避けていったほうがいいのではないかとこの感じがいたしております。もちろん、生産者の皆さん方が望むということであれば、またそれは別の方向ということでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 白穂・着色粒被害を支援し、「トップ銘柄米産地」の信頼を死守せよ

了解いたしました。2 点ほど追加で確認の質問をさせていただきますが、県に対してのその利子補給のほうです。被害を受けたのは何度も申し上げますが、この辺だけではなくて、県としてもやはり銘柄米の産地としてこういう措置が必要なわけでありますから、ぜひとも他の自治体と共同歩調をとりまして進めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 白穂・着色粒被害を支援し、「トップ銘柄米産地」の信頼を死守せよ

我々が地域振興局を通してやっているということにつきましては、当然、先ほど議員がおっしゃった他の被害のある自治体も地域振興局等を通してやっているわけでありまして、お互い

そのことの実現に向けて情報交換もしながらやっていかなければならないと思っております。当然ですが他の自治体とも歩調をそろえてやっていくということでもあります。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 白穂・着色粒被害を支援し、「トップ銘柄米産地」の信頼を死守せよ

4番目にあげておきましたこの仮仮渡金、確かにこれは市が率先して言うべきことではないかもしれませんが、こういう要望は私は積極的に農家組織のほうにも確認をする中で進めていきたいのです。と申しますのも、共済は確かに補償はしてくれます。いわゆるその範囲ということではありますが、ただ補償する単価は、魚沼コシヒカリの単価ではございません。がくっとやはり減るわけでありまして。

加えて、まあまあこの仮仮渡金がなければ、まあ1等が2等に落ちても1,500円でしかないやという判断をされた場合です。これは私は非常に銘柄米の産地としては困ると思っています。もちろん1割の単価ダウンは大きいことで間違いないのですけれども、兼業農家にしてみればそこでいつまでもぐずぐずしているよりも、このまま色選機にかけないで出してしまえという判断をする農家が、私はそう出ないというふうには考えておりません。ですから、先手を打ちながら、こういうことがありますよと、こういう助成がありますよと、農協さんがやはり出しやすいような、示しやすいような動きをしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 白穂・着色粒被害を支援し、「トップ銘柄米産地」の信頼を死守せよ

そういうことが真に必要なということであれば、それをためらうということではありませんが、あくまでもそういう場合はまた内々の部分になるかと思っております。先ほど触れました農家の皆さん方が、今、議員のおっしゃったようなことを真に望んでいただけるかどうかというのを、まだちょっと私どもが確認をしておりますので、そのことも含めて対応させていただきたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 白穂・着色粒被害を支援し、「トップ銘柄米産地」の信頼を死守せよ

魚沼コシヒカリが新潟一般コシヒカリと分かれて上場されてから、来年でちょうど20年あります。3つの町が合併するまでの10年間は、年平均して新潟の一般米とは1俵8,000円台の開きでずっときたわけでありまして。非常に魚沼というイメージが上がった時代でありました。合併した2つの市が、その「魚沼」という名前を市の冠としてある意味取り合うというような場面もあったわけでありまして、どうしてもこの魚沼コシヒカリのこのイメージ、地位だけはやはり行政も本当に真剣になって取り組んでいただきたいと思っております。やはり名前としてあげた以上は、将来このイメージを下げる――下げたイメージはなかなか回復はできませんものですから、あえて申し上げて1問目を終わります。

2 「プラチナタウン構想」により、若者の定住・起業環境を創出せよ

2問目に入ります。「プラチナタウン構想」により、若者の定住・起業環境を創出してほしい

ということであります。私がこの「プラチナタウン」という本に出会ったのは、3年前の秋でございましたが、これが単行本として発刊されたのは何とまあしばらく前なのですね、6年前、2008年7月だそうであります。

早く言えばなかなか日本人口が減っていく、特に地方の自治体では、自治体としての機能が危ぶまれるような時代がそう遠くないうちに訪れてくる。人口を増やさなければならない。ただし、それだけでなく減っていく地方の若者の数が、これからどうしてどうして人口回復にまでつながれようか。こういう自然の動きというか自然の状況があるわけでありまして。しからば、どうして増やしていくか。若者たちがここへ定住しても、あるいはここへ移住してきても、張り合いを持って取り組んでいけるような仕事、これをどうしてつくっていくかということでありまして。それは1つの手段として、移住であります。

この「プラチナタウン」という本が上げたテーマはまさにそれでありまして、我々団塊の世代がいま続々と延長した定年65歳を過ぎて、はて、安住の地をこれから探していくという時代に入っております。この本はそうした団塊世代のある意味資金的にも余裕のあるそういう創意を働きかけながら、病気にかかったとき、あるいは介護のとき、しっかりとした一生の保障を与えながら、1つの事業としてそれを按排をしていく。それがひいては地方の税収にも、それから消費、文化、こういうことのボリュームを上げることにもつながってくる。したがって若者がそこで安心をして仕事に就き、自分の能力を磨きながら子どもも産めていくと、こういうことを目指した小説でありました。

さて、この8月25日、三菱総研と県の新潟産業創造機構の担当者が市長を訪れたというふうには伺いました。そこで、これは簡単に私も聞いた話でしかありませんが、この両者が市内の例えば国際大学、あるいは大手の酒造会社の社長さんと面会をしながら、南魚沼市のプラチナタウンとしての適性、これについてお話をされたというふうには伺いました。この辺についてどういう評価を得ていったのか。私が聞いているように、こういう専門に研究しているところから、南魚沼市が将来のプラチナタウンの適地としてある意味お墨付きをいただけたのかどうか。この辺をお聞きしたいと思っています。

団塊世代が次の住み家を探し手に入れる、そういうアクションを起こすまでに残された時間はそう長くはありません。数年という単位でこれをやるとすれば、事業化をしていかなければならないわけです。そして、これは例えば一過性の映画やテレビの舞台になるとか、そういうものとは全く違った長続きする経済効果があるわけでありまして。前向きに取り組んでいけば、仮にこの市が適しているのであれば、興味を持って参加をする方からは、ある程度の確率でさまざまな利益が期待できるわけでありまして。そういう意味で、ここに3点ほど市のほうに提案をさせていただきました。

第1番としては、市民等を対象にしてセミナーの早めの開催であります。例えば先ほどありました三菱総研、あるいはいち早くそういうテーマを小説とした小説家、こういう方を招きながら、そういうことなのか、ということをも1人でも多くの市民が、情報や考えを共有できる機会をまず持っていただきたいということでありまして。

2番目に私も本当にここへ来て感心するのでありますが、具体的に言えば30代を中心としたなかなか若手の企業家、意欲を持っておられるそういう層がおかげさまでこの市にも存在します。でき得ればこういう皆さんが意欲を持って参加できるような、そういう民間の検討チームをぜひとも立ち上げていただきたいと思います。我々のような還暦を過ぎた人間には、30年後のまちづくりはとてとても目が届くわけではございません。しかしながら、例えばプラチナタウンが実現した場合、30年後には必ずリニューアルしなければなりません。そこまで責任を持って自分の問題として取り組んでいける、そういう人材がどうしても必要であります。そういう意味でこういう検討チームを立ち上げていただきたいと思います。

3番目であります。市内に人数は問いませんが、この特任チームを編成してほしい。やはり県あるいはこういう民間の研究所、国、ホットラインで情報をすぐにやり取りできる、こういう部署をぜひともつくっていただきたいと思います。以上を提案して2問目の質問を終わります。

○議 長 市長。

○市 長 2 「プラチナタウン構想」により、若者の定住・起業環境を創出せよ

中沢議員からのこの「プラチナタウン構想」の件であります。以前から議員が楡周平氏の小説——小説でしょうかね——を例にとりながら、このことについていろいろご提案をいただいていたことは承知しております。その当時はまだ、やはり高齢者だけがこの地域に寄ってきて、その後の医療あるいは介護、保険制度がある程度形ができてきませんと負担ばかりが増えてということで、そう積極的になれずにおったところであります。先般、議員からも楡周平さんのその本を、贈呈でなくて貸していただいたと思うのですけれども、拝読をさせていただきました。非常によくできた小説でありまして、あのおりに事が進めばこれはもう地方にとっては大きな地域の財産になるということだと思っております。

それは別にいたしまして、議員がおっしゃったように8月25日に三菱総研の首席研究員の方と県の産業創造担当者です。機構ではなくて県の担当者であります。訪問を受けまして、南魚沼市がプラチナタウン構想の最適地であり、今後連携してその実現を検討することについての提案を受けたところでもあります。おいでいただきました県の担当の方は、新潟県が進めております健康ビジネス連峰構想を立ち上げていただいた方でありまして、健康ビジネスの発展について当時からの地域のポテンシャルの高さ、そして特性に注目をしていただいたところでもあります。

実際にこの健康ビジネス魚沼会議につきましては、この地域を中心に開催されているところでもありますし、この会議を通じて市といたしましても健康ビジネスにつながる活動を推進しているところでもあります。もろもろの会議の席上、私も直接事業者とお話をして、誘致活動等を行っているところではありますが、まだ具体的に健康ビジネスとしてこの地というのは、市内業者が一、二ありますけれども、市外からはメディカルタウン構想の1角としての進出ということは、2社から3社決定しておりますが、健康ビジネスという部分については市外からの誘致はまだ至っていないということでもあります。

そしてこのお二方が、これも議員おっしゃっていただきました同じ日でもありますけれども、

私が訪れる前に国際大学副学長の篠田さんともお会いいただいたそうであります。それから、私のほうにおいでいただいた後に、市内の事業所を訪問されて、市と同様にご提案をいただいたというところでもあります。

具体的には、平成 27 年度に国の事業を導入しながら南魚沼市のほか、三菱総研・新潟県・国際大学・民間事業者による推進組織——これは協議会——を立ち上げて、調査検討に入るスケジュールとなっております。これはずっと言われております産・学・官の連携した組織、協議会となろうと思っております。この南魚沼市版のプラチナタウンにつきましては、どこもそうでありましようけれども、合い言葉的には「教養と教育」ということであります。「教養」というのはきょう用事がある。「教育」はきょう行くところがあると、これを実現しなければだめだと。そして、一番望ましい形としては、その地域に大学が存在することと、医療機関、高度な医療機関が存在することでありまして、南魚沼市がこの条件にぴったりだと。この三菱総研の方は、国の諮問会議的な部分の委員にもなっております、非常にこのことを国のほうにも提案をしながら、来年度の事業実施といいますかスケジュールのほうにも相当深く関与しているという方でありますので、これはきちんと我々も対応していかなければならないと思っております。

そこで、今、議員からおっしゃっていただいた市民とそれから若手起業人、庁内の特任チームでありますけれども、セミナーの開催とかですね、起業人の軸とした検討チーム、庁内の特任チームこれらについては、今ほど触れました協議会の中には当然民間の皆さん方も含めて考えているわけでありますので、この連携と合わせてきちんと進めていかなければならない。この協議会とは別個にやはりそういう部分を、当然ある程度方向性が見えますと市民の皆さんには、セミナーということよりも情報提供をきちんとしながら、またそれぞれの声をいただかなければならないわけです。若手の皆さんは、今議員がおっしゃったように 20 年、30 年、40 年後のこの地域に責任を持つ方たちでありますので、これらの皆さんとの協同。そして、庁内に特任といいますか、そのための別の組織を設けるか否か、これはもう少し三菱総研あるいは県の皆さんと相談してみなければなりません、いずれにしてもこれをきちんと担当して、どこそこのどの課の誰に行けばこのことがわかると、常に対応できるという形はとっていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

具体的に言いますと、先ほど触れましたように、来年度の国の事業の導入を目指してこれから進めてまいりたいと思っております。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 「プラチナタウン構想」により、若者の定住・起業環境を創出せよ

この三菱総研のプラチナ研究会が立ち上がったのが、2010 年というふうに聞いておりますが、ここには今 99 の自治体、430 の組織——今の自治体を含めてですが、これが今日現在登録しているそうであります。この 99 の自治体の中には、我が県でいえば佐渡市であるとか上越市であるとかが登録しているわけでありまして、三菱総研がそういう 99 の自治体の中でかき分けながら、ここが最適値でございますと言ってきたことに、私は大きい意味があると思っております。

余り踏み込んだ話はできないわけではありますが、この国際大学あるいは基幹病院、まずもって自分の病気や介護の安全・安心が確保できるということが、これは大前提でありましょう。けれども、これだけの自然の中、おいしい食材の中、あるいはさまざまな形でスポーツやレクリエーションが楽しめるということ、こういう中で私は今市長がおっしゃいました大学、これも2つの意味で活用の大きな可能性があると思っています。

もちろん、私のような年をとってもやはり学びたいという人は多くあるわけでありまして、そういうある意味この小説が前提としているような裕福な団塊の世代は、当然仕事のほうでもある意味活躍をしてきた、自分でもまだ、まだまだ使えるがなと思うようなそういう自信もありでしょう。そういう方にとって都落ちではないのだと。三菱総研がお墨付きをつけ、また国際大学・明治大学、こういう自分の能力を生かす、また磨いていく、そしてまたさらに地域の、この市としての、県としての要望があれば、自分の能力も生かせる、そういう環境があるのだということを我々はつくっていかねばならないと思っています。

多分、基幹病院と大学ということは今市長がおっしゃいましたが、このことについてもこの方々は言及していったと思われまふ。今、私が言ったようなことで市長のほうから確認することがありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 「プラチナタウン構想」により、若者の定住・起業環境を創出せよ

大体概要としてはそういうことでありまして、やはり食事に、運動に、学びに、社会貢献これらある程度満足させるものでなければならないということでもあります。特にこの学びと社会貢献、これが非常に重要だということでもあります。アメリカではこういう形の町と申しますか、タウンが存在しているわけでありまして、そこに入る皆さん方が一番喜ぶのはクリスマスカードの書き出しだそうでもあります。一般的に現役をリタイヤしますと、例えばどこかのこの地に引っ越しましたとかそんなことで大体終わるわけではありますが、こういう社会貢献もしながら、こういう学びをしながら今は過ごしていると、これを書くのが非常に楽しいということだそうでもあります。日本で言えば年賀状であります。年賀状に堂々と今やっていること、住んでいる地域を書けるようにしていきたいと。

これは三菱総研の主任研究員——松田智生さんという方でありまして——が申されておりました。まさにそのとおりだと思っております、先ほど触れました大学と病院のほか自然、食、あるいはお酒、これらも含めて全てで適地だと、こういう高い評価をいただいております。これを実現ができるか否かというのはまだ100%わかりませんが、少なくとも国のこのモデル的な事業導入に向けて、来年度これが事業導入になるようでもありますので、これに向けて準備を進めてまいりたい。全国でやはり当然誘致致戦的なことが行われているわけでもありますけれども、わざわざアプローチをしたわけでもないのにおいでをいただいたということについては、非常に大きな誇りと責任感を感じているところでもあります。

なお、このことは県の担当の川合さんでありますけれども、この方が非常に熱心に松田さんともお話をさせていただいて、私のほうに提案をいただいたということでもあります。この席を借



りてまた、まずは感謝も申し上げながら期待に答えてまいらなければならないと思っております。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 「プラチナタウン構想」により、若者の定住・起業環境を創出せよ

適地としての中には、やはり首都圏にこれだけ近いと、それから複数の大量輸送の手段があるということ、これも大きいと思っています。どこへ行っても枕言葉に聞くことですが、首都直下型地震がいつくるかわからない。ではどこへ避難といいますか、安住の地を求めるといとうと、どうも東北には足が向きかねないということが、イメージとしてあるわけでありまして。ああいうことがありましたものですから。さりとて、ではこれは東海の暖かい冬が過ごせるというあそこでも、やはり同じような懸念がされているわけでありまして、そういう災害という意味でも、ここは私は大きな評価が得られるところだと思っています。仮に直下型地震が起きた場合、自分たちがこういう安住の地を持っていれば、自分の子ども・孫を安心して胸を張って受け入れるわけです。こういうことへのまた対策として、対策といいますか強みとして訴えていけると思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 「プラチナタウン構想」により、若者の定住・起業環境を創出せよ

今、議員がおっしゃったことは当然であります。そこで、やはり我々のところで一番強みというのは、津波が来ない、これは非常に強いわけでありまして。これはこれといたしまして、まだ日本ではこれが実現しておりませんから外国の例でありますけれども、冬にはマイナス20度、30度になるようなところですね、ここでもきちんとやはり四季の移り変わりが非常にはっきりしているということについては、住んでいただく方、もちろん主体がシニアでありますからそういうことについても、そういうことで感性が非常に磨かれるといいますか、そういうことについても高い評価がある。

三菱総研でありますから、いろいろ先進地のもろもろの条件やそういうことの調査、これらも含めて、先ほどちょっと触れました自然的な自然環境とか、あるいは議員がおっしゃった交通網、インフラ、こういうことも含めてまずはお話をいただいたものだと思っております。何とか国のまずはモデル事業の導入、これに向けて全力を尽くしてまいらなければならないと思っております。楡周平さんの小説のようになることを自分でも夢見ながら頑張りたいと思っております。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 「プラチナタウン構想」により、若者の定住・起業環境を創出せよ

政府のほうも地方創生担当、この大臣部署を設けましたが、やはり新しい時代の競争についてどうして取り組めるか、これは私は大きな結果につながると思っております。なるほど、私どもの市も平成の大合併で合併をしました。これは国家の戦略として重要な決断をしたわけですが、そういう中で有利な特例債を使いながら、これは私どもの市にとってみれば戦略であったかもしれませんが、日本全体としてみれば戦術、手段であったわけでありまして。

今回はやはり違うわけであります。国の戦略として高齢者を受け入れる施設を、民間の資金を使ってつくっていく。そして、どうしても高齢者の、それも裕福な高齢者のところに滞りがちな資金を国として回していくと、こういう大きなまた使命もあるわけであります。

幸い、こういう福祉施設、福祉機関専門の投資ファンドが、近年は非常に注目を浴びてきています。来年早々にも東証に上場するそうではありますが、これは中堅の銀行と大手の工務店が中心となりましたREIT（リート）の一部であります。REITという不動産専門の投資ファンドがあるわけでありますが、こういう福祉専門に絞ったこういうREITが上場を果たす。市がこれからお金を出して、借金をしてこういう部門をやっていくべきではありません。三菱総研がこうしてお墨付きをつけるということは、こういう資金的な、民間資金的のつながりが、ある意味私は期待できると思っています。こんなことも含めて市長のご認識を伺いたい。

○議長 市長。

○市長 2 「プラチナタウン構想」により、若者の定住・起業環境を創出せよ

議員おっしゃっていただいたように、この施設を市でつくるのか、国が補助金を出してその施設をつくるのかということではありません。民間の皆さん方からの投資によって賄うということでもありますし、いろいろのこちらへおいでいただくという方々の、今、在住地の不動産の活用とかそういうことも含めた部分で考えていくということでもありますので、本当に我々にとってはありがたいことだと。

ただ、市として関与しなければならないのは、用地ですね。これらを含めて、市としてどういうやはり協力ができていけるのか。それから、当然ですけれども元気な方々からおいでいただくわけであります。特養ホームとは違いますので。ですから、いかにその皆さん方をずっと——遠い将来ではありませんけれども、近い将来、5年、10年、どういう形で市の担い手にやほりなっていたただけるか。なっていたくような、そういうプログラムも当然我々が用意しなければならないわけでありますので、まさに先ほど触れました産・学・官、これが一体となって進めていく事業だと。

そういう面では市に対しての将来的な、財政的な懸念というのは、全くとは言いません。その皆さん方が一気に高齢化してでは保険がどうなるのだという問題もありましようけれども、やはり健康で過ごすことが第一のこの定義でありますので、そう大きな心配ではないというふうに思っております。そういうことも念頭に置いて、きちんと進めてまいりたいと思っておりますので、またご協力をよろしく願いいたします。

○議長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 「プラチナタウン構想」により、若者の定住・起業環境を創出せよ

議長の許可を得まして、お手元にこれは去年の8月18日の日本経済新聞の写しであります。国もようやく首都圏に今、これから高齢期を迎える年代層のとてもとても終生の面倒が見られないということに、これは去年でありましようか、当時の都知事が表明をしました。早くからわかっていることでありましようけれども、これを受けてここには来年度から、こういうケア付きの住宅、ここを、いろいろな種類があるのでしょうかけれども、こういう目的でつくった住

宅に今言ったような目的で移住をしてくる高齢者の医療費、介護費これを、送り出した例えば東京都が負担をしていくと、こういう仕組みにつくり出すそうであります。まだまだ私は完全なものだとは思っていませんけれども、やはり時代としてみればこういうことはどうしても大事なわけであります。

ただ、今、市長がおっしゃいましたように、高齢者を受け入れると、ではここら辺の介護保険料が上がるのではないかと、医療費が上がるのではないかと、こういうまた懸念もあるわけでありましょうが、このことについて国もしっかりとそういう安全面は設けてあるということ、私はここで共通認識として持ちたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 「プラチナタウン構想」により、若者の定住・起業環境を創出せよ

私も三菱総研あるいは県の方からおいでいただいた際に、一番懸念される部分については、今幾ら健康であってもやはりいずれは衰えるわけでありまして、そういうときの医療費、あるいは介護保険、これらについての心配が払拭をされていませんということを申し上げました。三菱総研の方は、それをきちんと懸案を払拭できるようなモデルにしていきたいのだということでありまして、特養に適用されておりました住所地特例とはまた違った意味で、これらはある程度国のほうも検討するという事になっているということですから、三菱総研の方がある意味政府の関係機関の中で提言しているのかもわかりませんし、したのかもわかりません。これはまあわかりませんが、そういうことも含めてある程度の感触も得ましたので、具体的にでは一緒になって進めていただきたいということをお願いしたところであります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますがお異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は明日9月9日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後2時21分〕